

東金市田間土地区画整理事業完成記念誌

たまのあゆみ



東金市

目 次

着工前航空写真	1
完成後航空写真	2
事業計画概要	3
位置図・設計図	4
東金市長挨拶	5
理事長挨拶	6
施工の記録	7
事業のあゆみ	10
事業進捗の経緯	12
区画整理施行後の街並み	13
役職員名簿	16

一 資料編 一

字名地番変更概略図	20
新旧地番対照表	21
田間土地区画整理組合 定款	44
田間土地区画整理事業 事業計画（最終）	54



着工前航空写真



完成後航空写真



事業計画概要

1.土地区画整理事業

- (1) **事業の名称** 東金市田間土地区画整理事業
- (2) **施行者の名称** 東金市田間土地区画整理組合
- (3) **施行区域** 東金市田間地区の一部の区域
- (4) **施行面積** 約 63 ha
- (5) **事業の目的**

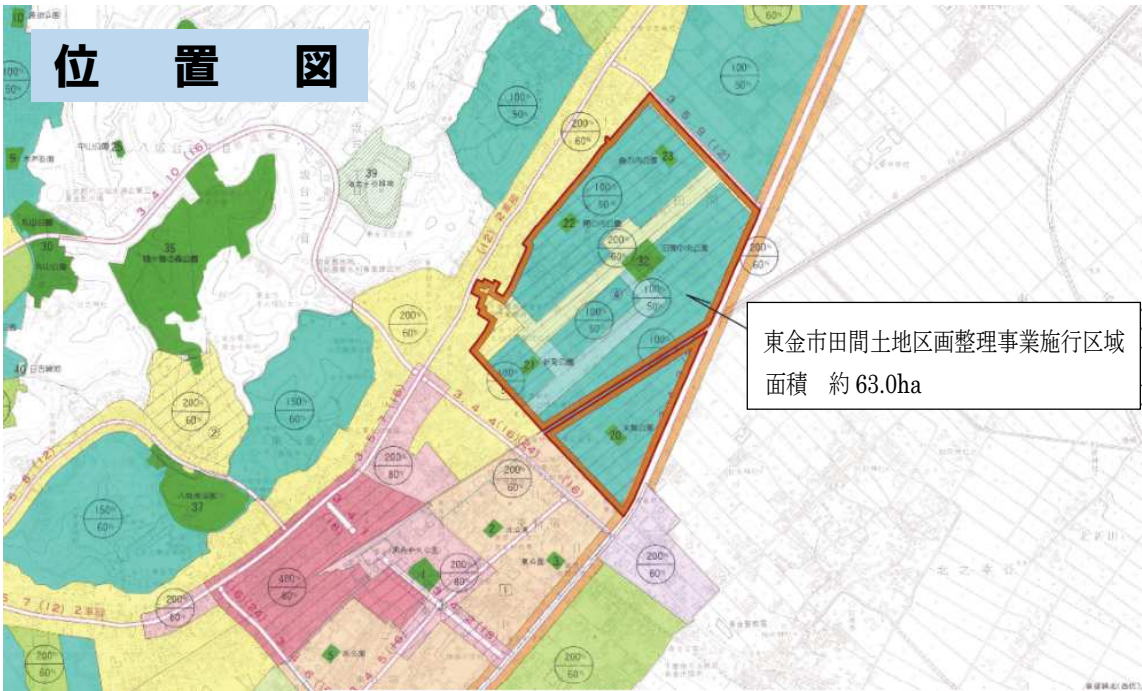
本地区はJR東金駅に近いことから、無秩序な宅地化が進んでいました。これらは放置すれば将来の市街地環境に与える影響が大きいと考えられたことから、将来あるべき市街地を計画的に形成していく必要がありました。

こうした観点を踏まえ、本事業では計画的な土地利用を図り、一体的に宅地の造成と道路、公園等の公共施設を整備改善することにより、公共の福祉の増進を図ることを目的としました。

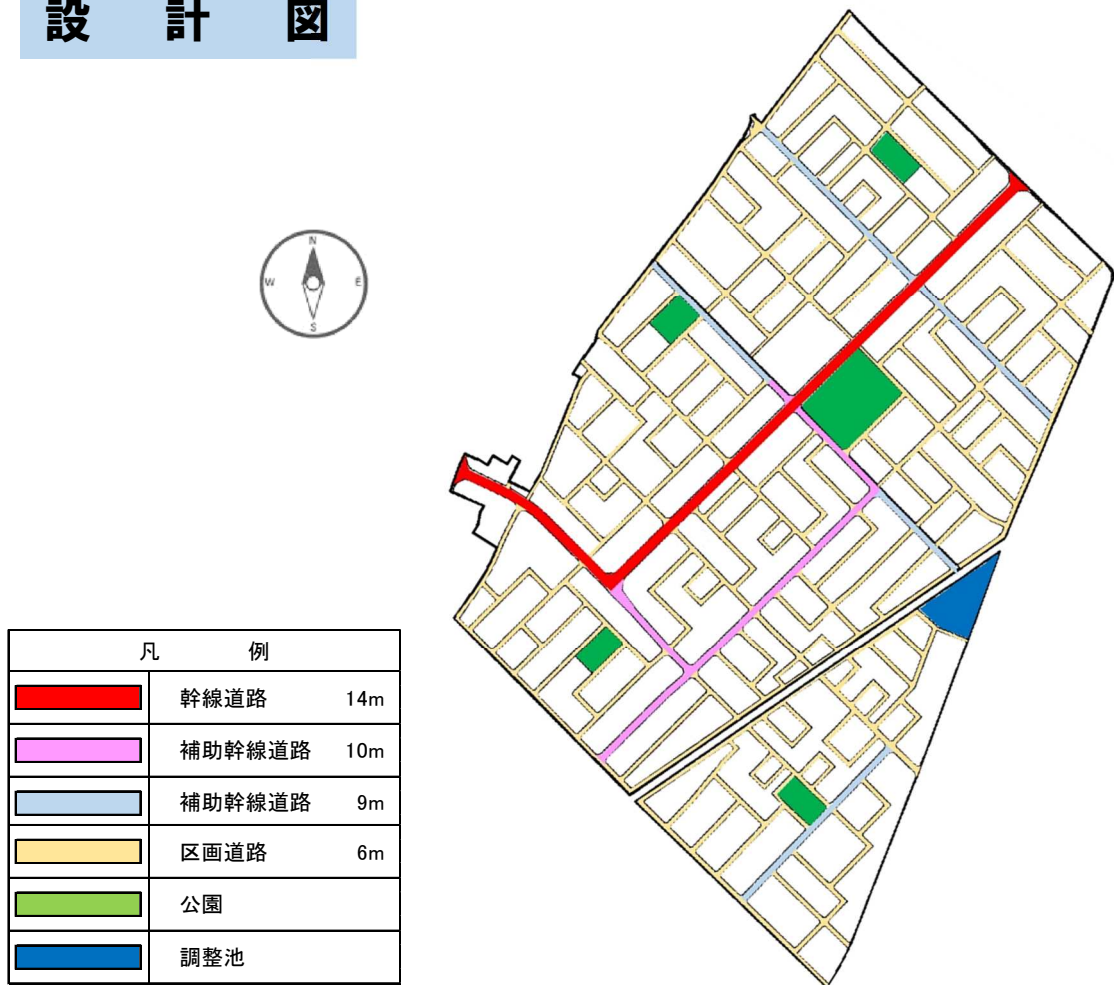
- (6) **施行期間** 平成2年度（平成2年6月1日設立認可）～平成28年度（平成29年2月28日解散認可）
- (7) **工事期間** 平成3年度～平成24年度

2.土地利用計画

地目	面積(ha)	備考
公共用地	16.3	地方公共団体所有地
道路	13.8	幹線道路、準幹線道路、区画道路
公園	1.9	近隣公園1ヶ所、街区公園4ヶ所
調整池	0.6	1ヶ所
民有地	39.1	
宅地等	39.1	
保留地	7.6	
合計	63.0	



設計図





土地区画整理事業完了にあたって

東金市長

志賀 直温

田間土地区画整理事業の完了を心からお祝い申し上げます。

ここに、これまでの事業経過や事業内容などを後世に引き継ぎ、今後のまちづくりの参考としていただくため、本地区の「事業のあゆみ」について取りまとめをいたしました。

皆様ご承知のとおり、本事業は、住宅系の土地区画整理事業としては過去最大規模の事業として、平成2年6月に土地区画整理組合を設立し、以来長きに亘る歳月を経て、この度めでたく完了の運びとなりました。

この間、理事長をはじめ組合役員、関係地権者の皆様方のご苦勞、ご努力は並大抵のことではなく、幾多の苦難と障害を乗り越え、今日ここに全ての事業が完了しましたことに対し、ご尽力をいただきました全ての皆様方に深く敬意と感謝の意を表するものであります。

本地区は、東金市のほぼ中心部にあり、JR東金線東金駅から約500mに位置しています。周囲は、国道126号を含め4本の都市計画道路に囲まれ、交通条件の優れた地区として注目されておりました。また、昭和50年代から徐々に小規模な宅地開発が始まり、その後、農地との混在が顕著になり、早急な公共施設の整備改善が望まれた地区でもあります。

こうした状況の下、秩序ある都市基盤整備と健全な街づくりを推進するため事業に着手し、土地利用の支援と歩行者の安全に配慮した地区内幹線道路、地域コミュニティのための公園などが随所に配置されました。また、本事業と並行して整備が進められた、東金市保健福祉センター（愛称：ふれあいセンター）や国道126号の四車線化の完成・開通も、地区の魅力アップに一役かっており、このように個性あふれる優良な街づくりが、見事に完成しましたことは、大きな喜びであり、移住定住の受け皿としても大きな期待を寄せております。

終わりにあたりまして、長年に亘ってご指導とご協力をいただきました関係各位に対し改めて感謝の意を表するとともに、この事業の完成を機に、本地区が今後とも住みよい街づくりに創意と工夫をこらし、健全で秩序ある居住環境を創出されますことを願ひまして、ご挨拶といたします。



土地区画整理事業完了のごあいさつ

東金市田間土地区画整理組合
理事長

林 由司

東金市田間土地区画整理事業が、平成2年6月千葉県知事より事業認可を受け、同年6月23日の設立総会から約27年3ヵ月、前身の組合設立準備委員会時代を含めると30年以上という歳月をかけて、この度事業の完了（清算終了）を迎えることができました。

この間、組合員並びに関係者の皆様には組合運営に多大なるご協力とご支援を賜りました。おかげをもちまして無事に事業を完了することができ、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、以前の田間地区は一面が農地で、この中に無秩序な宅地化が進み、生活環境の悪化が懸念される地域でありました。しかし、土地区画整理により道路や公園などが整備されるに伴い、新しい住宅や店舗が次々と建築され、徐々に新しいコミュニティが形成されてきました。日常の風景として、小さなお子さんが公園で遊ぶ姿や幹線道路沿いに並ぶ店々で買い物をしている皆さんの姿を見ますと、土地区画整理事業の目的が達成されたことを実感いたします。

顧みますと、今日に至るまでには、バブル経済崩壊後の景気の低迷による地価下落という大きな難題が立ちはだかり、事業費不足を補うため賦課金制度を導入し、時には苦渋の決断を強いられ、隘路を克服しながら、事業完了に向かって邁進してまいりました。この事業期間中にご協力をいただきながらもご逝去されました組合員並びに関係者の皆様には、事業完了をご報告申し上げますと共に、心からのご冥福をお祈り申し上げます。

土地区画整理事業は、ここに完了いたしますが、田間地区はこれからも活気ある街として発展し続けていくものと確信しております。

最後に、事業完了までご指導ご協力をいただきました、千葉県県土整備部市街地整備課、東金市都市建設部都市整備課、一般財団法人千葉県まちづくり公社、及び組合職員の方々、そして地権者をはじめ関係する皆様方に厚くお礼を申し上げまして、完了のご挨拶とさせていただきます。

施工の記録

1. 都市計画道路

本地区と周辺住宅地の発生交通を円滑に処理するため、都市計画との整合を図りつつ、道路の拡幅や、地区内道路との取付部を整備しました。

- 都市計画道路 3・4・3 東金国道 126 号線（幅員 23m）拡幅整備
- 都市計画道路 3・5・7 千葉銚子線取付部（幅員 12m）整備
- 都市計画道路 3・5・9 田間北之幸谷線取付部（幅員 12m）整備



《 着 工 前 》



《 完 成 》

2. 区画道路

地区周辺の都市計画道路（3 路線）を基幹とし、極力通過交通を排除する形態とする幅員 4.0～14.0m の区画道路を配置しました。また、歩行者の安全を考慮し、幅員 7.5～14.0m の道路には歩車道の区別をした整備を行いました。

さらに、歩行者の利便性と安全な歩行空間を確保するため、幅員 4.0m の歩行者専用道路を整備しました。



《 着 工 前 》



《 完 成 》

3. 排水施設

東金市公共下水道事業により分流式で、雨水・汚水排水施設を整備しました。

雨水排水は、田間第1排水区については調整池を経て北之幸谷1号排水路へ、中央幹線排水区については中央雨水幹線へ側溝、開渠、ボックスカルバートにより放流しています。

汚水排水は、田間第一汚水幹線（φ500mm・φ600mm）を地区内の一部に布設し、宅地からの汚水排水を処理するため、サービス管としてφ250mmを布設しました。

※汚水管径・・・計画処理人口4,410人、1日当たり最大汚水量620ℓ/人・日で算定



《 着 工 前 》



《 完 成 》

4. 公 園

地区中央に近隣公園（田間中央公園 1.0ha）を整備し、地区内の誘致距離等を考慮した街区公園4箇所（末無公園 0.23ha / 新町公園 0.20ha / 宮之下公園 0.24ha / 倉の内公園 0.24ha）を整備しました。



《 着 工 前 》



《 完 成 》

5. 記念碑除幕式 (於：田間中央公園)



竣 工 記 念 碑

本地区は、東金市のほぼ中央部にあり、JR東金駅から北東約五〇〇mに位置し、土地利用は、農地が主で無秩序な宅地化が進んでおり、生活環境の悪化につながる地域でありました。これらを放置すれば将来の市街化の形成に与える影響が大きいと考え、計画的な都市と健全な環境を構築させる必要があります。こうした観点にたち、東金市田間土地区画整理事業では計画的な土地利用を図り、一体的に宅地の造成と道路、公園等の公共施設を整備改善することにより、平成二年六月一日千葉県知事の認可を受け施行が開始されました。以降、造成と各種築造工事、建物移転等を行い、更にはバブル経済崩壊後の地価下落に伴う事業費の不足を補うため賦課金制度を導入し、事業完了に向け鋭意努力した結果、二十六年余りの歳月をもって平成二十八年十一月二十五日完了いたしました。

施行区域 東金市大字田間宇新町、末無、白打、和の内、倉の下、勾当、北壇所、我慢、殿田、新宿、蔵の下の、勾当、六ツ場の一部、輪之内の全部

事業面積 六十三ヘクタール

施行期間 平成二年六月から平成二十八年度

総事業費 九十七億二百万円

組合員数 設立時 約六百名、完了時 約千百名

新町名 東金市田間一丁目、田間二丁目、田間三丁目

これも、ひとえに関係権利者の方々をはじめ関係機関のご理解とご協力の賜物と深く感謝し、ここに本事業の記念碑を建立し、その成果を後世に伝えるものです。

平成二十八年十一月吉日
東金市田間土地区画整理組合

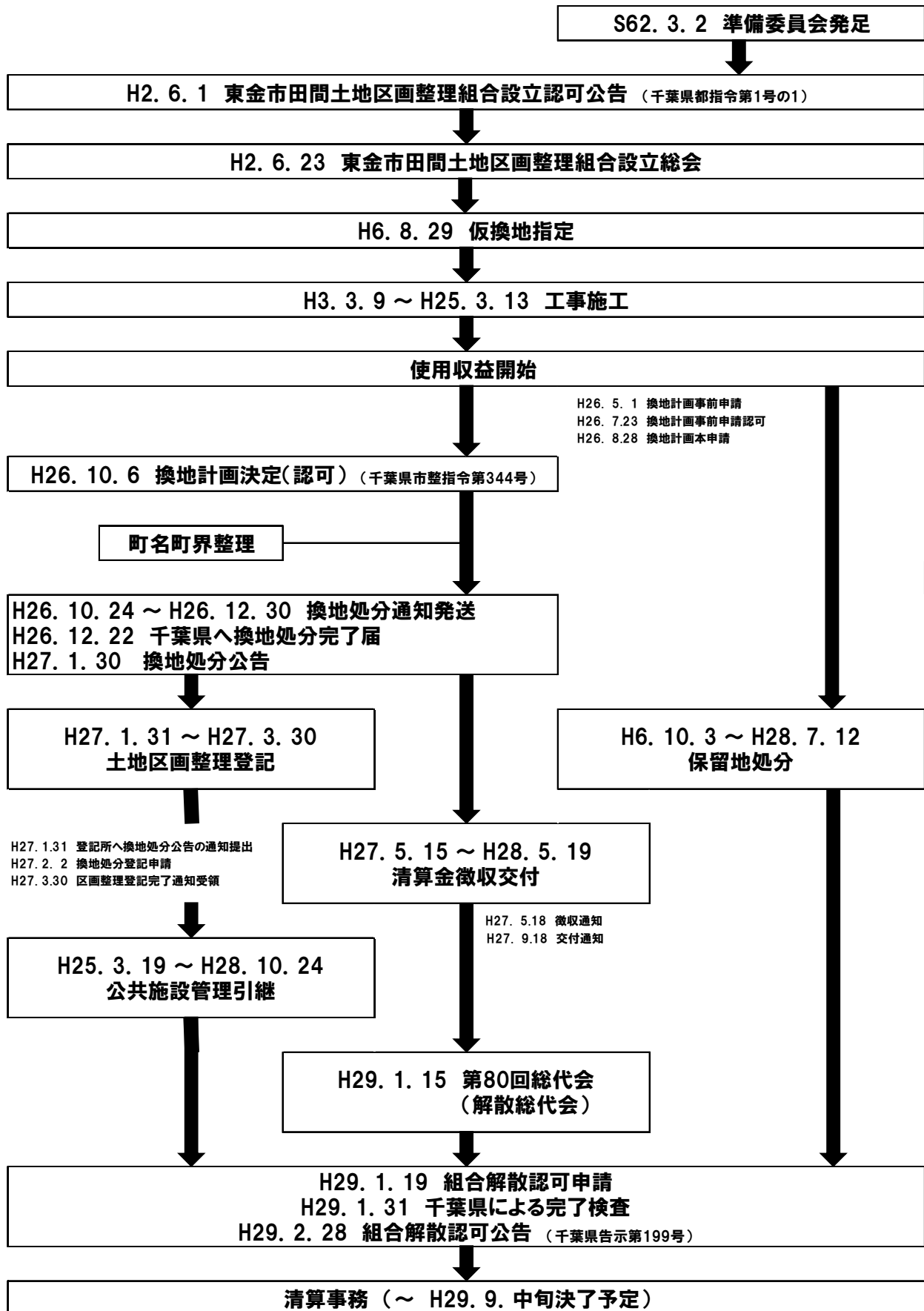
《 碑 文 》

事業のあゆみ

昭和 59 年	3 月	東金市田間地区土地区画整理事業調査報告書策定（基本構想 / 基本計画）
昭和 62 年	3 月 2 日	東金市田間土地区画整理組合設立準備委員会発足
	5 月 11 日	地権者説明会（まちづくりについて）～S63/5/24
	10 月 30 日	東金市田間土地区画整理事業認可業務委託（認可申請書作成 / 組合設立） ～S63/3/25
昭和 63 年	8 月 3 日	地権者説明会（計画概要について）～8/28
平成 1 年	10 月 12 日	組合設立認可申請にかかる事前協議書の提出
	10 月 24 日	地権者説明会（事業計画・定款について）～11/5
	12 月 9 日 ～12 月 22 日	施行区域の公告
平成 2 年	3 月 15 日	設立認可申請書提出
	6 月 1 日	「東金市田間土地区画整理組合」設立（事業計画認可公告 千葉県都指令第 1 号の 1） 組合事務所設置（東金市田間 46-8）
	6 月 23 日	設立総会の開催
平成 3 年	3 月 9 日	工事着手（東金市田間土地区画整理事業整地工事）
平成 4 年	3 月 26 日	事業計画の変更（第 1 回）
平成 6 年	6 月 28 日	事業計画の変更（第 2 回）
	8 月 29 日	仮換地指定
	10 月 3 日	保留地処分開始
平成 7 年	3 月 3 日	東金都市計画公園の決定（東金市告示第 8 号）
平成 8 年	3 月 31 日	公共下水道（污水）一部供用開始
	4 月 1 日	末無公園供用開始（街区公園：面積 2,300 m ² ）
平成 9 年	3 月 31 日	公共下水道（污水）一部供用開始
	4 月 1 日	新町公園供用開始（街区公園：面積 2,000 m ² ）
	7 月 11 日	事業計画の変更（第 3 回）
	8 月 15 日	東金都市計画用途地域の見直し（東金市告示第 33 号） 東金都市計画地区計画の決定（東金市告示第 35 号）
平成 10 年	3 月 31 日	公共下水道（污水）一部供用開始（地区内全て供用開始）
平成 11 年	4 月 1 日	田間中央公園供用開始（近隣公園：面積 10,000 m ² ）
平成 12 年	3 月 24 日	事業計画の変更（第 4 回）
	3 月 31 日	地区内幹線道路（14m）供用開始【市道 0230 号線】
	4 月 1 日	倉の内公園供用開始（街区公園：面積 2,400 m ² ）
平成 14 年	3 月 22 日	事業計画の変更（第 5 回）
	4 月 1 日	東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）供用開始
平成 15 年	3 月 28 日	事業計画の変更（第 6 回）
平成 16 年	3 月 26 日	事業計画の変更（第 7 回）
	4 月 1 日	組合事務所移転（東金市東金 909-1）
平成 19 年	3 月 16 日	事業計画の変更（第 8 回）
平成 20 年	3 月 18 日	事業計画の変更（第 9 回）
	10 月 20 日	東金市田間土地区画整理組合行政支援に関する協定書締結
平成 21 年	3 月 6 日	事業計画の変更（第 10 回）
平成 24 年	3 月 31 日	耐震性貯水槽整備完了【田間中央公園 / 倉の内公園】
	12 月 19 日	組合事務所移転（東金市田間 2171）
平成 25 年	3 月 7 日	耐震性貯水槽整備完了【新町公園 / 末無公園】
	3 月 13 日	工事完了（県道東金源線 道路工事 3/19 工事完成認定【千葉県】）
	3 月 22 日	事業計画の変更（第 11 回）

	4月 1日	宮之下公園供用開始(街区公園:面積 2,400 m ²) ※都市再生整備事業による整備
平成 26 年	3月 7日	事業計画の変更(第 12 回)
	6月 17日 ~ 7月 1日	換地計画の縦覧
	10月 6日	換地計画認可(千葉県市整指令第 344 号)
	10月 24日 ~12月 30日	換地処分通知発送
	12月 22日	換地処分完了届(千葉県)
平成 27 年	1月 30日	換地処分公告
	1月 31日	字の区域及び名称の変更(1/30 告示)
平成 28 年	3月 22日	事業計画の変更(第 13 回)
	7月 12日	保留地処分完了
	11月 27日	記念碑除幕式の開催
平成 29 年	1月 15日	解散総代会(第 80 回総代会)
	2月 28日	「東金市田間土地区画整理組合」の解散(千葉県告示第 199 号)
	6月 11日	清算総代会
	6月 21日	清算人の届出及び清算事務の報告(千葉県)
	7月 12日	組合清算事務終了
	7月 24日	清算に伴う決算報告承認申請(千葉県)
	8月 28日	清算終了検査
	9月 7日	清算終了承認

事業進捗の経緯



土地区画整理施行後の街並み



《東金市保健福祉センター》



《幹線道路》



《幹線道路》



《幹線道路沿いの店舗》



《子供用衣料品店》



《スーパー》



《ドラッグストア》



《レストラン》



《病院》



《末無公園》



《新町公園》



《田間中央公園》



《宮之下公園》



《倉の内公園》

役職員名簿

■役員

理事長 故 山 岸 清 一
林 由 司

副理事長 故 土 屋 辰 男
故 高 橋 蔵 司
故 飯 田 稔 昭
故 遠 山 吉

理事 故 古 川 清
故 古 川 明
故 土 川 橋 端 輝 男
故 大 塚 武 男
故 片 岡 口 幸 治 一
故 野 村 井 庄 三 郎
故 土 屋 施 仁 兵 衛 一
故 橋 本 井 和 雄
故 原 柳 野 明 治 夫
故 栞 高 橋 孝 郎

監事 故 土 屋 康 郷
故 古 川 正 雄
故 酒 造 俊 彦
故 岡 村 達 行
故 吉 田 秀 行

■評価員

故 安 田 正 治 郎
野 崎 貞 一
東 金 市 税 務 課 長
東 金 市 課 税 課 長
千 葉 地 方 法 務 局 東 金 出 張 所 所 長

■総代

相 沢 登
青 柳 操 美
東 部 倉 塚 理 平
故 飯 田 田 清 稔
故 飯 田 村 清 馨 吉
故 池 石 橋 清 憲 尚 雄
故 石 市 川 谷 孝 浩 郎
故 伊 藤 藤 吉 彰 茂 忍 子
故 伊 藤 藤 忍 せい 子 慧 之 子
故 伊 藤 藤 能 井 田 山 木 村 千 達 寛 孔 直 一 義 雄
故 内 大 岡 村 川 川 倉 倉 高 義 一 治 軍 三 正 三 孝 陸 礼 隆 敏 章 尚 秀 紀
故 小 小 小 小 小 小 小 野 谷 幡 平 田 田 子 子 子 野 地 島 原 原 田 島
故 小 片 勝 勝 金 金 金 菅 菊 北 栗 栗 五 小
故 小 片 勝 勝 金 金 金 菅 菊 北 栗 栗 五 小

たまのあゆみ

資料編



字名地番変更概略図



新旧地番対照表

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間一丁目	1 - 1	田間末無	118 - 3
田間一丁目	1 - 2	田間末無	119 - 1
		田間末無	119 - 5
		田間末無	120 - 5
田間一丁目	1 - 3	法96条1項による保留地	
田間一丁目	1 - 4	法96条1項による保留地	
田間一丁目	1 - 5	田間末無	118 - 2
田間一丁目	1 - 6	法96条1項による保留地	
田間一丁目	1 - 7	田間末無	118 - 1
田間一丁目	1 - 8	田間末無	118 - 4
田間一丁目	2 - 1	田間末無	120 - 1
		田間末無	120 - 6
田間一丁目	2 - 2	田間末無	121 - 1
		田間末無	121 - 2
田間一丁目	2 - 3	田間末無	124 - 1
		田間末無	125
田間一丁目	2 - 4	田間末無	126 - 1
田間一丁目	2 - 5	田間新町	44
田間一丁目	2 - 6	田間末無	128 - 2
田間一丁目	2 - 7	田間新町	50 - 6
田間一丁目	3 - 1	田間末無	126 - 8
田間一丁目	3 - 2	田間末無	127 - 2
田間一丁目	3 - 3	田間末無	127 - 1
田間一丁目	3 - 4	田間末無	132 - 1
田間一丁目	3 - 5	田間末無	132 - 13
田間一丁目	3 - 6	田間末無	132 - 5
		田間末無	132 - 14
田間一丁目	3 - 7	田間末無	159 - 4
田間一丁目	3 - 8	田間末無	159 - 2
田間一丁目	3 - 9	田間末無	159 - 1
田間一丁目	3 - 10	田間末無	159 - 3
田間一丁目	3 - 11	田間和の内	415 - 7
田間一丁目	3 - 12	田間末無	159 - 5
田間一丁目	3 - 13	田間末無	132 - 8
		田間末無	132 - 10
		田間末無	132 - 11
		田間末無	132 - 12
田間一丁目	3 - 14	田間末無	132 - 2
		田間末無	132 - 6
田間一丁目	3 - 15	田間末無	132 - 7
		田間末無	132 - 9
田間一丁目	3 - 16	田間末無	126 - 9
田間一丁目	3 - 17	田間末無	126 - 8
田間一丁目	3 - 18	法96条1項による保留地	
田間一丁目	4 - 1	田間末無	127 - 7
田間一丁目	4 - 2	田間末無	127 - 6
田間一丁目	4 - 3	田間末無	127 - 4
田間一丁目	4 - 4	法96条1項による保留地	
田間一丁目	4 - 5	田間末無	131 - 1
田間一丁目	4 - 6	田間末無	131 - 7
田間一丁目	4 - 7	田間末無	131 - 6
田間一丁目	4 - 8	田間末無	131 - 10
田間一丁目	4 - 9	田間末無	131 - 9
田間一丁目	4 - 10	田間末無	131 - 8
田間一丁目	4 - 11	田間末無	131 - 2
		田間末無	131 - 3
		田間末無	131 - 4
田間一丁目	4 - 12	田間末無	131 - 5
田間一丁目	4 - 13	田間末無	127 - 2
田間一丁目	4 - 14	田間末無	127 - 5
田間一丁目	5 - 1	田間末無	128 - 2
田間一丁目	5 - 2	田間末無	128 - 1
田間一丁目	5 - 3	田間末無	128 - 3
田間一丁目	5 - 4	法96条1項による保留地	
田間一丁目	5 - 5	法96条1項による保留地	
田間一丁目	5 - 6	田間末無	129 - 5
田間一丁目	5 - 7	田間末無	129 - 4
田間一丁目	5 - 8	田間末無	129 - 2
		田間末無	129 - 6
田間一丁目	5 - 9	田間末無	129 - 7

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間一丁目	5 - 10	田間末無	129 - 3
		田間末無	130 - 2
田間一丁目	5 - 11	法96条1項による保留地	
田間一丁目	5 - 12	田間末無	129 - 8
田間一丁目	5 - 13	田間末無	129 - 9
田間一丁目	6 - 1	田間末無	84 - 2
田間一丁目	6 - 2	田間末無	84 - 1
田間一丁目	6 - 3	田間末無	83 - 1
田間一丁目	6 - 4	田間末無	83 - 2
田間一丁目	6 - 5	田間末無	83 - 3
田間一丁目	6 - 6	法96条1項による保留地	
田間一丁目	6 - 7	田間末無	82 - 1
		田間和の内	405 - 4
田間一丁目	6 - 8	田間末無	82 - 3
田間一丁目	6 - 9	田間末無	81 - 3
田間一丁目	6 - 10	田間末無	81 - 2
田間一丁目	6 - 11	田間末無	82 - 4
田間一丁目	6 - 12	田間末無	129 - 12
田間一丁目	6 - 13	田間末無	129 - 11
田間一丁目	6 - 14	田間末無	129 - 10
田間一丁目	6 - 15	田間末無	84 - 4
田間一丁目	6 - 16	田間末無	84 - 3
田間一丁目	6 - 17	法96条1項による保留地	
田間一丁目	6 - 18	法96条1項による保留地	
田間一丁目	6 - 19	田間末無	82 - 5
田間一丁目	6 - 20	法96条1項による保留地	
田間一丁目	6 - 21	法96条1項による保留地	
田間一丁目	6 - 22	田間末無	163 - 6
田間一丁目	6 - 23	法96条1項による保留地	
田間一丁目	6 - 24	田間末無	163 - 5
田間一丁目	6 - 25	田間末無	129 - 1
田間一丁目	7 - 1	田間末無	160 - 2
		田間末無	160 - 4
田間一丁目	7 - 2	田間末無	160 - 5
田間一丁目	7 - 3	田間末無	160 - 6
田間一丁目	7 - 4	田間末無	160 - 7
田間一丁目	7 - 5	田間末無	249 - 2
田間一丁目	7 - 6	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 7	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 8	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 9	田間末無	163 - 3
田間一丁目	7 - 10	田間末無	163 - 2
		田間末無	163 - 11
田間一丁目	7 - 11	田間末無	163 - 8
		田間末無	163 - 10
田間一丁目	7 - 12	田間末無	81 - 7
		田間末無	81 - 8
		田間末無	81 - 12
		田間末無	163 - 12
		田間末無	163 - 13
田間一丁目	7 - 13	田間末無	81 - 6
		田間末無	163 - 9
田間一丁目	7 - 14	田間末無	162
田間一丁目	7 - 15	田間末無	161 - 10
田間一丁目	7 - 16	田間末無	161 - 11
田間一丁目	7 - 17	田間末無	161 - 12
田間一丁目	7 - 18	田間末無	161 - 13
田間一丁目	7 - 19	田間末無	161 - 14
田間一丁目	7 - 20	田間末無	161 - 15
田間一丁目	7 - 21	田間末無	161 - 16
		田間末無	161 - 34
田間一丁目	7 - 22	田間末無	161 - 6
田間一丁目	7 - 23	田間末無	161 - 5
田間一丁目	7 - 24	田間末無	161 - 4
田間一丁目	7 - 25	田間末無	161 - 3
田間一丁目	7 - 26	田間末無	160 - 1
田間一丁目	7 - 27	田間末無	160 - 3
田間一丁目	7 - 28	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 29	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間一丁目	7 - 30	田間末無	163 - 7
田間一丁目	7 - 31	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 32	田間末無	81 - 5
		田間末無	81 - 10
田間一丁目	7 - 33	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 34	田間末無	81 - 11
		田間末無	163 - 1
田間一丁目	7 - 35	田間末無	81 - 1
田間一丁目	7 - 36	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 37	田間末無	81 - 9
田間一丁目	7 - 38	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 39	田間倉の内	483 - 11
田間一丁目	7 - 40	田間末無	161 - 28
田間一丁目	7 - 41	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 42	田間末無	161 - 27
田間一丁目	7 - 43	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 44	田間末無	161 - 29
田間一丁目	7 - 45	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 46	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 47	田間末無	161 - 26
田間一丁目	7 - 48	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 49	田間末無	161 - 30
田間一丁目	7 - 50	田間末無	161 - 20
田間一丁目	7 - 51	田間末無	161 - 40
田間一丁目	7 - 52	田間末無	161 - 41
田間一丁目	7 - 53	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 54	田間末無	161 - 24
田間一丁目	7 - 55	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 56	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 57	田間末無	161 - 22
		田間末無	161 - 37
		田間末無	161 - 7
田間一丁目	7 - 58	田間末無	161 - 7
田間一丁目	7 - 59	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 60	田間末無	161 - 32
田間一丁目	7 - 61	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 62	田間末無	161 - 23
田間一丁目	7 - 63	法96条1項による保留地	
田間一丁目	7 - 64	田間末無	161 - 25
田間一丁目	7 - 65	田間末無	160 - 8
田間一丁目	8 - 1	田間末無	161 - 8
		田間末無	161 - 18
田間一丁目	8 - 2	田間末無	161 - 17
田間一丁目	8 - 3	田間末無	161 - 39
田間一丁目	8 - 4	田間末無	161 - 35
田間一丁目	8 - 5	田間末無	161 - 9
		田間末無	161 - 19
田間一丁目	8 - 6	法96条1項による保留地	
田間一丁目	8 - 7	田間末無	161 - 31
田間一丁目	8 - 8	法96条1項による保留地	
田間一丁目	8 - 9	田間末無	161 - 38
田間一丁目	8 - 10	法96条1項による保留地	
田間一丁目	8 - 11	田間末無	161 - 21
		田間末無	161 - 33
		田間末無	161 - 36
田間一丁目	8 - 12	法96条1項による保留地	
田間一丁目	8 - 13	田間末無	161 - 1
田間一丁目	8 - 14	田間末無	81 - 4
		田間末無	161 - 2
		田間末無	163 - 4
田間一丁目	8 - 15	田間和の内	458 - 22
田間一丁目	9	法105条3項により所有権帰属有	
田間一丁目	10 - 1	田間末無	134 - 9
田間一丁目	10 - 2	田間末無	164
田間一丁目	10 - 3	田間末無	133 - 3
田間一丁目	10 - 4	田間末無	132 - 4
田間一丁目	10 - 5	田間末無	158 - 1
田間一丁目	10 - 6	田間末無	158 - 3
田間一丁目	10 - 7	田間末無	158 - 4
田間一丁目	10 - 8	田間末無	158 - 2
田間一丁目	10 - 9	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間一丁目	10 - 10	田間末無	157
田間一丁目	10 - 11	田間末無	156 - 1
田間一丁目	10 - 12	田間末無	156 - 3
田間一丁目	10 - 13	田間末無	156 - 4
田間一丁目	10 - 14	田間末無	156 - 5
田間一丁目	10 - 15	田間末無	156 - 9
田間一丁目	10 - 16	田間末無	156 - 8
田間一丁目	10 - 17	田間末無	156 - 7
田間一丁目	10 - 18	田間末無	156 - 2
		田間末無	156 - 6
田間一丁目	10 - 19	田間末無	134 - 4
田間一丁目	10 - 20	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 21	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 22	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 23	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 24	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 25	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 26	法96条1項による保留地	
田間一丁目	10 - 27	田間末無	156 - 11
田間一丁目	10 - 28	田間末無	156 - 10
田間一丁目	10 - 29	法96条1項による保留地	
田間一丁目	11 - 1	田間末無	134 - 2
田間一丁目	11 - 2	田間末無	133 - 4
田間一丁目	11 - 3	田間末無	133 - 2
田間一丁目	11 - 4	田間末無	133 - 1
田間一丁目	11 - 5	田間末無	132 - 4
田間一丁目	11 - 6	田間末無	132 - 3
田間一丁目	11 - 7	法96条1項による保留地	
田間一丁目	11 - 8	田間末無	134 - 3
田間一丁目	11 - 9	法96条1項による保留地	
田間一丁目	11 - 10	田間末無	134 - 4
田間一丁目	11 - 11	法96条1項による保留地	
田間一丁目	11 - 12	田間末無	134 - 4
田間一丁目	12 - 1	田間末無	135 - 1
田間一丁目	12 - 2	田間末無	134 - 5
田間一丁目	12 - 3	田間末無	134 - 6
田間一丁目	12 - 4	田間末無	134 - 7
田間一丁目	12 - 5	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 6	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 7	田間末無	134 - 8
田間一丁目	12 - 8	田間末無	155 - 4
田間一丁目	12 - 9	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 10	田間末無	175 - 1
田間一丁目	12 - 11	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 12	田間末無	173 - 2
		田間末無	174 - 1
田間一丁目	12 - 13	田間末無	205 - 1
		田間末無	205 - 2
田間一丁目	12 - 14	田間末無	206 - 1
		田間末無	206 - 2
		田間末無	207 - 1
田間一丁目	12 - 15	田間末無	207 - 2
田間一丁目	12 - 16	田間末無	174 - 2
田間一丁目	12 - 17	田間末無	218 - 1
田間一丁目	12 - 18	田間末無	155 - 5
田間一丁目	12 - 19	田間末無	155 - 3
田間一丁目	12 - 20	田間末無	135 - 3
		田間末無	135 - 4
田間一丁目	12 - 21	田間末無	134 - 4
田間一丁目	12 - 22	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 23	田間末無	134 - 4
田間一丁目	12 - 24	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 25	田間末無	134 - 4
田間一丁目	12 - 26	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 27	田間末無	134 - 4
田間一丁目	12 - 28	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 29	法96条1項による保留地	
田間一丁目	12 - 30	田間末無	176 - 1

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 一丁目	12 - 31	田間 和の内	404
田間 一丁目	12 - 32	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	12 - 33	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	12 - 34	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	12 - 35	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	12 - 36	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	13 - 1	田間 末無	172 - 1
田間 一丁目	13 - 2	田間 末無	172 - 4
田間 一丁目	13 - 3	田間 末無	171 - 6
		田間 末無	172 - 2
田間 一丁目	13 - 4	田間 末無	172 - 5
田間 一丁目	13 - 5	田間 末無	171 - 2
田間 一丁目	13 - 6	田間 末無	171 - 7
		田間 末無	172 - 3
田間 一丁目	13 - 7	田間 末無	171 - 3
田間 一丁目	13 - 8	田間 末無	171 - 1
田間 一丁目	13 - 9	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	13 - 10	田間 末無	173 - 1
田間 一丁目	13 - 11	田間 末無	171 - 5
田間 一丁目	13 - 12	田間 末無	171 - 4
田間 一丁目	13 - 13	田間 末無	172 - 8
田間 一丁目	13 - 14	田間 末無	172 - 7
田間 一丁目	13 - 15	田間 末無	172 - 6
田間 一丁目	14 - 1	田間 末無	168 - 3
		田間 末無	169 - 5
田間 一丁目	14 - 2	田間 末無	167 - 7
		田間 末無	168 - 1
田間 一丁目	14 - 3	田間 末無	167 - 16
		田間 末無	168 - 7
		田間 末無	168 - 12
田間 一丁目	14 - 4	田間 末無	168 - 4
		田間 末無	168 - 8
		田間 末無	169 - 6
田間 一丁目	14 - 5	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	14 - 6	田間 末無	167 - 8
田間 一丁目	14 - 7	田間 末無	169 - 14
田間 一丁目	14 - 8	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	14 - 9	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	14 - 10	田間 末無	169 - 13
田間 一丁目	14 - 11	田間 末無	167 - 1
		田間 末無	168 - 9
田間 一丁目	14 - 12	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 1	田間 末無	170 - 5
田間 一丁目	15 - 2	田間 末無	170 - 1
田間 一丁目	15 - 3	田間 末無	169 - 8
		田間 末無	169 - 11
田間 一丁目	15 - 4	田間 末無	169 - 9
		田間 末無	169 - 10
田間 一丁目	15 - 5	田間 末無	169 - 19
		田間 末無	169 - 21
田間 一丁目	15 - 6	田間 末無	169 - 4
		田間 末無	169 - 17
田間 一丁目	15 - 7	田間 末無	169 - 7
田間 一丁目	15 - 8	田間 末無	168 - 6
		田間 末無	169 - 3
田間 一丁目	15 - 9	田間 末無	167 - 6
		田間 末無	168 - 5
		田間 末無	169 - 2
田間 一丁目	15 - 10	田間 末無	167 - 5
田間 一丁目	15 - 11	田間 末無	167 - 4
田間 一丁目	15 - 12	田間 末無	167 - 3
田間 一丁目	15 - 13	田間 末無	167 - 2
田間 一丁目	15 - 14	田間 末無	166
田間 一丁目	15 - 15	田間 末無	165 - 3
田間 一丁目	15 - 16	田間 末無	165 - 1
田間 一丁目	15 - 17	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 18	田間 末無	208 - 2
		田間 末無	209
		田間 末無	210 - 1
田間 一丁目	15 - 19	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 一丁目	15 - 20	田間 末無	164
田間 一丁目	15 - 21	田間 末無	210 - 3
田間 一丁目	15 - 22	田間 末無	210 - 2
田間 一丁目	15 - 23	田間 末無	208 - 4
		田間 末無	208 - 7
		田間 末無	208 - 31
		田間 末無	208 - 33
田間 一丁目	15 - 24	田間 末無	208 - 5
		田間 末無	208 - 8
		田間 末無	208 - 20
田間 一丁目	15 - 25	田間 末無	208 - 21
田間 一丁目	15 - 26	田間 末無	208 - 22
田間 一丁目	15 - 27	田間 末無	207 - 3
田間 一丁目	15 - 28	田間 末無	207 - 7
田間 一丁目	15 - 29	田間 末無	207 - 6
田間 一丁目	15 - 30	田間 末無	170 - 3
田間 一丁目	15 - 31	田間 末無	170 - 2
		田間 末無	170 - 4
田間 一丁目	15 - 32	田間 末無	170 - 6
田間 一丁目	15 - 33	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 34	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 35	田間 末無	167 - 14
		田間 末無	168 - 10
田間 一丁目	15 - 36	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 37	田間 末無	167 - 15
		田間 末無	168 - 11
田間 一丁目	15 - 38	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 39	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 40	田間 末無	169 - 18
		田間 末無	169 - 20
田間 一丁目	15 - 41	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 42	田間 末無	169 - 15
		田間 末無	169 - 16
田間 一丁目	15 - 43	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 44	田間 末無	167 - 12
田間 一丁目	15 - 45	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 46	田間 末無	167 - 11
田間 一丁目	15 - 47	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 48	田間 末無	167 - 10
田間 一丁目	15 - 49	田間 末無	169 - 1
田間 一丁目	15 - 50	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 51	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 52	田間 末無	167 - 9
田間 一丁目	15 - 53	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 54	田間 末無	168 - 2
		田間 末無	169 - 12
田間 一丁目	15 - 55	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 56	田間 末無	167 - 13
田間 一丁目	15 - 57	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 58	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 59	田間 末無	208 - 6
		田間 末無	208 - 32
田間 一丁目	15 - 60	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 61	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 62	田間 末無	208 - 12
		田間 末無	208 - 13
田間 一丁目	15 - 63	田間 末無	208 - 14
田間 一丁目	15 - 64	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 65	田間 末無	208 - 34
田間 一丁目	15 - 66	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 67	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 68	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 69	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 70	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	15 - 71	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	16 - 1	田間 末無	207 - 4
		田間 末無	207 - 5
田間 一丁目	16 - 2	田間 末無	208 - 23
田間 一丁目	16 - 3	田間 末無	208 - 9
		田間 末無	208 - 24

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 一丁目	16 - 4	田間 末無	208 - 25
		田間 末無	208 - 26
		田間 末無	208 - 29
		田間 末無	208 - 30
田間 一丁目	16 - 5	田間 末無	208 - 27
		田間 末無	208 - 28
田間 一丁目	16 - 6	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	16 - 7	田間 末無	208 - 1
		田間 末無	208 - 3
		田間 末無	208 - 10
		田間 末無	208 - 15
田間 一丁目	16 - 8	田間 末無	208 - 16
		田間 末無	208 - 17
田間 一丁目	16 - 9	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	16 - 10	田間 末無	208 - 18
		田間 末無	208 - 19
田間 一丁目	16 - 11	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	16 - 12	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	16 - 13	田間 末無	208 - 11
田間 一丁目	17 - 1	田間 末無	165 - 1
田間 一丁目	17 - 2	田間 末無	165 - 2
田間 一丁目	17 - 3	田間 和の内	406 - 3
田間 一丁目	18	田間 末無	211 - 1
田間 一丁目	19 - 1	田間 末無	211 - 15
田間 一丁目	19 - 2	田間 末無	211 - 14
田間 一丁目	19 - 3	田間 末無	211 - 13
田間 一丁目	19 - 4	田間 末無	211 - 12
田間 一丁目	19 - 5	田間 末無	211 - 11
田間 一丁目	19 - 6	田間 末無	211 - 10
田間 一丁目	19 - 7	田間 末無	211 - 9
田間 一丁目	19 - 8	田間 末無	211 - 8
田間 一丁目	19 - 9	田間 末無	211 - 7
田間 一丁目	19 - 10	田間 末無	211 - 6
田間 一丁目	19 - 11	田間 末無	211 - 1
田間 一丁目	19 - 12	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 13	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 14	田間 末無	250 - 2
田間 一丁目	19 - 15	田間 末無	250 - 3
田間 一丁目	19 - 16	田間 末無	250 - 4
田間 一丁目	19 - 17	田間 末無	250 - 5
田間 一丁目	19 - 18	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 19	田間 末無	249 - 1
田間 一丁目	19 - 20	田間 末無	211 - 4
田間 一丁目	19 - 21	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 22	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 23	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 24	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 25	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 26	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 27	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 28	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 29	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 30	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 31	田間 末無	211 - 5
田間 一丁目	19 - 32	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 33	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 34	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 35	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 36	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 37	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 38	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 39	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 40	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 41	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 42	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	19 - 43	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 44	田間 末無	250 - 14
田間 一丁目	19 - 45	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	19 - 46	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 一丁目	19 - 47	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	19 - 48	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 49	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	19 - 50	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 51	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	19 - 52	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	19 - 53	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 1	田間 末無	211 - 21
田間 一丁目	20 - 2	田間 末無	211 - 16
田間 一丁目	20 - 3	田間 末無	211 - 17
田間 一丁目	20 - 4	田間 末無	211 - 18
田間 一丁目	20 - 5	田間 末無	211 - 19
田間 一丁目	20 - 6	田間 末無	211 - 20
田間 一丁目	20 - 7	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 8	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	20 - 9		
田間 一丁目	20 - 10	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 11	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	20 - 12	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 13	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 14	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	20 - 15		
田間 一丁目	20 - 16	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 17	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	20 - 18	田間 末無	211 - 3
田間 一丁目	21 - 1	田間 末無	214
田間 一丁目	21 - 2	田間 末無	215 - 3
田間 一丁目	21 - 3	田間 末無	249 - 1
田間 一丁目	21 - 4	田間 末無	215 - 1
田間 一丁目	22 - 1	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	22 - 2	田間 末無	216 - 1
田間 一丁目	22 - 3	田間 末無	216 - 2
田間 一丁目	22 - 4	田間 末無	246 - 1
		田間 末無	246 - 2
		田間 末無	246 - 3
田間 一丁目	22 - 5	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	22 - 6	田間 末無	247
		田間 末無	248
田間 一丁目	22 - 7	田間 地徳	604 - 4
田間 一丁目	22 - 8	田間 地徳	604 - 5
田間 一丁目	22 - 9	田間 地徳	604 - 6
田間 一丁目	22 - 10	田間 地徳	604 - 11
		田間 地徳	604 - 1
		田間 地徳	604 - 7
		田間 地徳	604 - 12
田間 一丁目	22 - 11	田間 地徳	604 - 8
田間 一丁目	22 - 12	田間 地徳	604 - 9
田間 一丁目	22 - 13	田間 地徳	604 - 2
		田間 地徳	604 - 10
田間 一丁目	22 - 14	田間 地徳	604 - 3
田間 一丁目	22 - 15	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	22 - 16	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	23 - 1	田間 地徳	602 - 1
田間 一丁目	23 - 2	田間 末無	249 - 1
田間 一丁目	23 - 3	田間 末無	250 - 6
田間 一丁目	23 - 4	田間 末無	250 - 9
田間 一丁目	23 - 5	田間 末無	250 - 10
田間 一丁目	23 - 6	田間 末無	250 - 11
田間 一丁目	23 - 7	田間 末無	250 - 12
田間 一丁目	23 - 8	田間 末無	250 - 8
田間 一丁目	23 - 9	田間 末無	250 - 7
田間 一丁目	23 - 10	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	23 - 11	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	23 - 12	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	23 - 13	田間 末無	250 - 13
田間 一丁目	23 - 14	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	23 - 15	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	23 - 16	法96条1項による保留地	
田間 一丁目	23 - 17	田間 末無	250 - 1
田間 一丁目	23 - 18		

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間一丁目	23 - 19	法96条1項による保留地	
田間一丁目	23 - 20	田間 末無	250 - 1
田間一丁目	23 - 21	法96条1項による保留地	
田間一丁目	23 - 22	法96条1項による保留地	
田間一丁目	23 - 23	田間 末無	250 - 1
田間一丁目	23 - 24		
田間一丁目	23 - 25	法96条1項による保留地	
田間一丁目	23 - 26	法96条1項による保留地	
田間一丁目	24 - 1	田間 地 徳	603 - 1
		田間 地 徳	603 - 3
		田間 地 徳	603 - 4
		田間 地 徳	603 - 5
		田間 地 徳	603 - 6
田間一丁目	24 - 2	法96条1項による保留地	
田間一丁目	25	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	100	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	101	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	102	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	103	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	104	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	105	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	106	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	107	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	108	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	109	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	110	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	111	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	112	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	113	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	114	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	115	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	116	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	117	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	118	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	119	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	120	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	121	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	122	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	123	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	124	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	125	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	126	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	127	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	128	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	129	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	130	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	131	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	132	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	133	法105条3項により所有権帰属	
田間一丁目	134	法105条3項により所有権帰属	
田間二丁目	1 - 1	田間 新町	46 - 2
田間二丁目	1 - 2	田間 新町	47 - 1
		田間 新町	47 - 2
田間二丁目	1 - 3	田間 新町	48 - 1
田間二丁目	1 - 4	田間 新町	49 - 3
田間二丁目	1 - 5	田間 新町	49 - 1
田間二丁目	1 - 6	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 7	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 8	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 9	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 10	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 11	田間 新町	79 - 6
田間二丁目	1 - 12	田間 新町	78 - 2
田間二丁目	1 - 13	田間 新町	78 - 3
		田間 新町	79 - 1
		田間 新町	79 - 4
田間二丁目	1 - 14	田間 新町	79 - 5
田間二丁目	1 - 15	田間 新町	79 - 5
田間二丁目	1 - 16	田間 新町	79 - 2
		田間 新町	79 - 8
		田間 新町	80 - 1

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間二丁目	1 - 17	田間 新町	79 - 7
		田間 新町	80 - 2
田間二丁目	1 - 18	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 19	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 20	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 21	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 22	法96条1項による保留地	
田間二丁目	1 - 23	田間 新町	49 - 2
		田間 末無	82 - 2
田間二丁目	2 - 1	田間 新町	46 - 3
田間二丁目	2 - 2	田間 新町	44
田間二丁目	2 - 3	田間 新町	46 - 1
田間二丁目	2 - 4	田間 新町	45
田間二丁目	2 - 5	田間 新町	51 - 3
田間二丁目	2 - 6	田間 新町	51 - 4
田間二丁目	2 - 7	田間 新町	51 - 5
田間二丁目	2 - 8	田間 新町	51 - 6
田間二丁目	2 - 9	法96条1項による保留地	
田間二丁目	2 - 10	田間 新町	76 - 3
		田間 新町	77 - 3
田間二丁目	2 - 11	田間 新町	76 - 1
		田間 新町	77 - 2
田間二丁目	2 - 12	田間 新町	77 - 1
田間二丁目	2 - 13	田間 和の内	453 - 4
田間二丁目	2 - 14	田間 新町	77 - 4
田間二丁目	2 - 15	法96条1項による保留地	
田間二丁目	2 - 16	法96条1項による保留地	
田間二丁目	2 - 17	田間 新町	51 - 2
田間二丁目	2 - 18	田間 新町	51 - 8
田間二丁目	2 - 19	田間 新町	51 - 9
田間二丁目	2 - 20	田間 新町	50 - 5
		田間 新町	51 - 1
		田間 新町	51 - 7
田間二丁目	2 - 21	田間 新町	50 - 7
田間二丁目	2 - 22	田間 新町	50 - 1
		田間 新町	50 - 2
		田間 新町	50 - 3
田間二丁目	2 - 23	法96条1項による保留地	
田間二丁目	2 - 24	法96条1項による保留地	
田間二丁目	2 - 25	田間 新町	76 - 4
田間二丁目	3 - 1	田間 新町	44
田間二丁目	3 - 2	田間 新町	42 - 2
田間二丁目	3 - 3	田間 新町	43 - 1
		田間 新町	43 - 2
		田間 新町	66 - 4
田間二丁目	3 - 4	田間 白打	267 - 1
田間二丁目	3 - 5	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 6	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 7	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 8	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 9	田間 新町	48 - 3
		田間 末無	215 - 2
田間二丁目	3 - 10	田間 新町	74 - 2
田間二丁目	3 - 11	田間 新町	75 - 3
田間二丁目	3 - 12	田間 新町	75 - 1
田間二丁目	3 - 13	田間 新町	75 - 2
田間二丁目	3 - 14	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 15	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 16	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 17	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 18	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 19	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 20	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 21	法96条1項による保留地	
田間二丁目	3 - 22	田間 新町	48 - 2
田間二丁目	3 - 23	田間 新町	74 - 4
田間二丁目	3 - 24	法96条1項による保留地	
田間二丁目	4 - 1	田間 末無	134 - 1
田間二丁目	4 - 2	田間 和の内	371 - 5
		田間 和の内	372 - 5

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	4 - 3	田間 新町	54 - 4
田間 二丁目	4 - 4	田間 新町	56 - 3
田間 二丁目	4 - 5	田間 新町	55 - 2
田間 二丁目	4 - 6	田間 新町	73 - 2
田間 二丁目	4 - 7	田間 新町	73 - 3
田間 二丁目	4 - 8	田間 新町	74 - 1
田間 二丁目	4 - 9	田間 新町	56 - 4
田間 二丁目	4 - 10	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	4 - 11	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	4 - 12	田間 末無	134 - 4
田間 二丁目	4 - 13	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	4 - 14	田間 和の内	371 - 3
田間 二丁目	4 - 15	田間 新町	37 - 8
田間 二丁目	4 - 16	田間 新町	54 - 5
田間 二丁目	5 - 1	田間 新町	42 - 6
田間 二丁目	5 - 2	田間 新町	42 - 5
田間 二丁目	5 - 3	田間 新町	42 - 4
田間 二丁目	5 - 4	田間 新町	42 - 3
田間 二丁目	5 - 5	田間 新町	41 - 4
田間 二丁目	5 - 6	田間 新町	41 - 2
田間 二丁目	5 - 7	田間 新町	41 - 3
		田間 新町	56 - 1
		田間 新町	58 - 1
田間 二丁目	5 - 8	田間 新町	42 - 1
田間 二丁目	5 - 9	田間 新町	42 - 10
田間 二丁目	5 - 10	田間 新町	42 - 9
田間 二丁目	5 - 11	田間 新町	42 - 7
田間 二丁目	5 - 12	田間 新町	54 - 3
田間 二丁目	5 - 13	田間 新町	58 - 2
田間 二丁目	5 - 14	田間 新町	42 - 8
田間 二丁目	6	法105条3項により所有権帰属	
田間 二丁目	7 - 1	田間 新町	74 - 6
田間 二丁目	7 - 2	田間 新町	73 - 1
田間 二丁目	7 - 3	田間 新町	72 - 1
田間 二丁目	7 - 4	田間 新町	71 - 1
		田間 新町	71 - 2
田間 二丁目	7 - 5	田間 新町	69 - 15
田間 二丁目	7 - 6	田間 新町	69 - 13
田間 二丁目	7 - 7	田間 新町	69 - 11
田間 二丁目	7 - 8	田間 新町	69 - 16
田間 二丁目	7 - 9	田間 新町	69 - 14
田間 二丁目	7 - 10	田間 新町	74 - 5
田間 二丁目	8 - 1	田間 新町	39
田間 二丁目	8 - 2	田間 新町	40
		田間 新町	56 - 2
田間 二丁目	8 - 3	田間 新町	57 - 1
田間 二丁目	8 - 4	田間 新町	41 - 1
田間 二丁目	8 - 5	田間 新町	60 - 1
田間 二丁目	8 - 6	田間 新町	60 - 2
田間 二丁目	8 - 7	田間 新町	60 - 3
田間 二丁目	8 - 8	田間 新町	60 - 4
田間 二丁目	8 - 9	田間 新町	60 - 5
田間 二丁目	8 - 10	田間 新町	60 - 6
田間 二丁目	8 - 11	田間 新町	58 - 2
田間 二丁目	8 - 12	田間 新町	54 - 2
田間 二丁目	8 - 13	田間 新町	59
田間 二丁目	8 - 14	田間 新町	57 - 2
田間 二丁目	8 - 15	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 16	田間 新町	60 - 20
田間 二丁目	8 - 17	田間 新町	60 - 19
田間 二丁目	8 - 18	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 19	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	8 - 20	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 21	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	8 - 22	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 23	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	8 - 24	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 25	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	8 - 26	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 27	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	8 - 28	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	8 - 29	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	8 - 30	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	9 - 1	田間 新町	39
田間 二丁目	9 - 2	田間 新町	62
田間 二丁目	9 - 3	田間 新町	38 - 2
		田間 新町	38 - 3
田間 二丁目	10 - 1	田間 新町	60 - 12
田間 二丁目	10 - 2	田間 新町	60 - 13
田間 二丁目	10 - 3	田間 新町	61 - 1
田間 二丁目	10 - 4	田間 新町	61 - 2
田間 二丁目	10 - 5	田間 新町	61 - 3
田間 二丁目	10 - 6	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 7	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 8	田間 新町	69 - 12
田間 二丁目	10 - 9	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 10	田間 新町	60 - 7
田間 二丁目	10 - 11	田間 新町	60 - 17
田間 二丁目	10 - 12	田間 新町	60 - 9
		田間 新町	60 - 16
田間 二丁目	10 - 13	田間 新町	60 - 10
田間 二丁目	10 - 14	田間 新町	60 - 15
田間 二丁目	10 - 15	田間 新町	60 - 14
田間 二丁目	10 - 16	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 17	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 19	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 20	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 21	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 22	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 23	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 24	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 25	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 26	田間 新町	60 - 18
田間 二丁目	10 - 27	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 28	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 29	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 30	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 31	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 32	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 33	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	10 - 34	田間 新町	60 - 8
田間 二丁目	10 - 35	田間 新町	60 - 11
田間 二丁目	11 - 1	田間 新町	37 - 17
田間 二丁目	11 - 2	田間 新町	37 - 2
田間 二丁目	11 - 3	田間 新町	37 - 3
		田間 新町	37 - 9
田間 二丁目	11 - 4	田間 新町	37 - 10
田間 二丁目	11 - 5	田間 新町	37 - 11
田間 二丁目	11 - 6	田間 新町	37 - 12
田間 二丁目	11 - 7	田間 白打	251 - 3
		田間 地徳	600 - 4
田間 二丁目	11 - 8	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	11 - 9	田間 新町	63
田間 二丁目	11 - 10	田間 新町	62
田間 二丁目	11 - 11	田間 新町	37 - 13
田間 二丁目	11 - 12	田間 新町	37 - 14
田間 二丁目	11 - 13	田間 新町	37 - 15
田間 二丁目	11 - 14	田間 新町	37 - 16
田間 二丁目	11 - 15	田間 新町	37 - 18
田間 二丁目	11 - 16	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	11 - 17	田間 新町	36 - 4
田間 二丁目	11 - 18	田間 白打	272 - 2
田間 二丁目	12 - 1	田間 北禮所	407 - 5
田間 二丁目	12 - 2	田間 北禮所	407 - 4
田間 二丁目	12 - 3	田間 北禮所	409
		田間 北禮所	410 - 1
田間 二丁目	12 - 4	田間 新町	37 - 1
田間 二丁目	12 - 5	田間 白打	268 - 2
田間 二丁目	12 - 6	田間 新町	36 - 3

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	13 - 1	田間 新町	64 - 16
		田間 新町	64 - 18
田間 二丁目	13 - 2	田間 白打	261 - 3
田間 二丁目	13 - 3	田間 新町	64 - 8
田間 二丁目	13 - 4	田間 新町	64 - 21
田間 二丁目	13 - 5	田間 新町	64 - 10
田間 二丁目	13 - 6	田間 新町	64 - 9
田間 二丁目	13 - 7	田間 新町	65 - 1
田間 二丁目	13 - 8	田間 北檀所	420
田間 二丁目	13 - 9	田間 新町	66 - 3
田間 二丁目	13 - 10	田間 新町	67 - 1
田間 二丁目	13 - 11	田間 新町	67 - 2
田間 二丁目	13 - 12	田間 新町	69 - 6
田間 二丁目	13 - 13	田間 新町	69 - 10
田間 二丁目	13 - 14	田間 新町	69 - 5
田間 二丁目	13 - 15	田間 新町	69 - 9
田間 二丁目	13 - 16	田間 新町	69 - 8
田間 二丁目	13 - 17	田間 新町	69 - 2
田間 二丁目	13 - 18	田間 新町	69 - 1
田間 二丁目	13 - 19	田間 新町	69 - 7
田間 二丁目	13 - 20	田間 新町	64 - 11
		田間 新町	64 - 15
		田間 新町	64 - 20
田間 二丁目	13 - 21	田間 新町	64 - 2
		田間 新町	64 - 14
		田間 新町	64 - 17
		田間 新町	64 - 19
田間 二丁目	13 - 22	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 23	田間 新町	64 - 13
田間 二丁目	13 - 24	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 25	田間 新町	36 - 5
田間 二丁目	13 - 26	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 27	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 28	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 29	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 30	田間 新町	65 - 3
田間 二丁目	13 - 31	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 32	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 33	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 34	田間 和の内	395
田間 二丁目	13 - 35	田間 白打	270 - 5
田間 二丁目	13 - 36	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 37	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 38	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 39	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 40	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 41	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 42	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 43	田間 倉の内	526
田間 二丁目	13 - 44	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 45	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 46	田間 新町	64 - 13
田間 二丁目	13 - 47	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	13 - 48	田間 新町	64 - 13
田間 二丁目	14 - 1	田間 我慢	426 - 4
		田間 我慢	427 - 4
		田間 我慢	427 - 5
		田間 我慢	428 - 5
		田間 我慢	428 - 6
		田間 我慢	432 - 4
		田間 我慢	432 - 6
		田間 我慢	434 - 2
		田間 我慢	435 - 2
		田間 我慢	436 - 3
		田間 勾当	481 - 2
		田間 勾当	483 - 3
		田間 勾当	483 - 6
		田間 勾当	484 - 4
		田間 勾当	485 - 3
		田間 勾当	486 - 4

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	14 - 1	田間 勾当	488 - 4
		田間 殿田	496 - 2
		田間 殿田	497 - 3
		田間 殿田	503 - 7
		田間 殿田	503 - 8
田間 二丁目	14 - 2	田間 新町	2295 - 1
田間 二丁目	14 - 3	田間 新町	2299
田間 二丁目	14 - 4	田間 輪之内	788 - 6
田間 二丁目	14 - 5	田間 新町	2313 - 1
		田間 新町	2314 - 3
田間 二丁目	15 - 1	田間 白打	2293 - 1
		田間 白打	2294
		田間 白打	2287
田間 二丁目	15 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	15 - 4	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	16 - 1	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	16 - 2	田間 我慢	426 - 5
田間 二丁目	17 - 1	田間 新町	2300
田間 二丁目	17 - 2	田間 新町	2301
田間 二丁目	17 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	17 - 4	田間 白打	269 - 1
田間 二丁目	17 - 5	田間 白打	269 - 2
田間 二丁目	17 - 6	田間 白打	270 - 1
田間 二丁目	17 - 7	田間 白打	270 - 2
田間 二丁目	17 - 8	田間 白打	273 - 1
田間 二丁目	17 - 9	田間 白打	273 - 2
田間 二丁目	17 - 10	田間 白打	273 - 5
田間 二丁目	17 - 11	田間 白打	273 - 6
田間 二丁目	17 - 12	田間 白打	268 - 1
		田間 白打	271 - 2
		田間 白打	272 - 1
田間 二丁目	17 - 13	田間 白打	271 - 1
田間 二丁目	17 - 14	田間 白打	269 - 3
田間 二丁目	17 - 15	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	17 - 16	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	17 - 17	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	17 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	18 - 1	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	18 - 2	田間 和の内	425 - 2
田間 二丁目	18 - 3	田間 白打	273 - 8
田間 二丁目	18 - 4	田間 白打	273 - 7
田間 二丁目	18 - 5	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	18 - 6	田間 白打	274
		田間 白打	275 - 1
田間 二丁目	18 - 7	田間 白打	275 - 4
田間 二丁目	18 - 8	田間 白打	275 - 2
		田間 白打	275 - 3
田間 二丁目	18 - 9	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	18 - 10	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	18 - 11	田間 白打	273 - 3
田間 二丁目	19 - 1	田間 白打	276 - 7
田間 二丁目	19 - 2	田間 白打	276 - 6
田間 二丁目	19 - 3	田間 白打	276 - 8
田間 二丁目	19 - 4	田間 白打	276 - 1
田間 二丁目	19 - 5	田間 白打	276 - 11
田間 二丁目	19 - 6	田間 白打	276 - 10
田間 二丁目	19 - 7	田間 白打	276 - 9
田間 二丁目	20 - 1	田間 白打	266 - 1
		田間 白打	266 - 2
		田間 白打	270 - 3
		田間 白打	270 - 4
田間 二丁目	20 - 2	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	20 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	20 - 4	田間 末無	130 - 3
田間 二丁目	20 - 5	田間 末無	130 - 4
田間 二丁目	20 - 6	田間 末無	130 - 5
		田間 白打	276 - 12
田間 二丁目	20 - 7	田間 白打	276 - 13
田間 二丁目	20 - 8	田間 白打	276 - 2
田間 二丁目	20 - 9	田間 白打	276 - 5
田間 二丁目	20 - 10	田間 白打	276 - 3

新			旧		
町名	地番		町名	地番	
田間 二丁目	20 - 11		田間 白打	277 -	7
田間 二丁目	20 - 12		田間 白打	277 -	4
田間 二丁目	20 - 13		田間 白打	277 -	5
			田間 白打	277 -	6
田間 二丁目	20 - 14		田間 白打	277 -	1
田間 二丁目	20 - 15		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 16		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 17		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 18		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 19		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 20		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 21		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	20 - 22		田間 白打	277 -	2
田間 二丁目	20 - 23		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	21 - 1		田間 新町	74 -	4
田間 二丁目	21 - 2		田間 白打	264 -	1
田間 二丁目	21 - 3		田間 白打	264 -	2
田間 二丁目	21 - 4		田間 白打	280 -	3
田間 二丁目	21 - 5		田間 白打	278 -	1
			田間 地徳	602 -	3
田間 二丁目	21 - 6		田間 白打	278 -	2
			田間 白打	278 -	3
田間 二丁目	21 - 7		田間 白打	278 -	4
田間 二丁目	21 - 8		田間 末無	130 -	1
田間 二丁目	21 - 9		田間 白打	263 -	2
田間 二丁目	21 - 10		田間 新町	2299	
田間 二丁目	21 - 11		田間 白打	279 -	1
			田間 白打	280 -	1
			田間 白打	280 -	2
田間 二丁目	21 - 12		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	21 - 13		田間 新町	74 -	4
田間 二丁目	21 - 14		田間 白打	263 -	3
田間 二丁目	21 - 15		田間 白打	264 -	1
田間 二丁目	21 - 16		田間 白打	280 -	3
田間 二丁目	21 - 17		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	21 - 18		田間 和の内	380 -	3
田間 二丁目	21 - 19		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	22 - 1		田間 白打	260	
田間 二丁目	22 - 2		田間 白打	261 -	1
田間 二丁目	22 - 3		田間 白打	261 -	5
田間 二丁目	22 - 4		田間 白打	261 -	4
田間 二丁目	22 - 5		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	22 - 6		田間 白打	262 -	1
田間 二丁目	22 - 7		田間 白打	262 -	2
田間 二丁目	22 - 8		田間 白打	281 -	2
田間 二丁目	22 - 9		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	22 - 10		田間 白打	263 -	4
			田間 白打	263 -	5
田間 二丁目	22 - 11		田間 白打	281 -	3
田間 二丁目	22 - 12		田間 白打	262 -	4
田間 二丁目	22 - 13		田間 白打	262 -	3
田間 二丁目	22 - 14		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	22 - 15		田間 白打	261 -	2
田間 二丁目	22 - 16		田間 白打	259 -	2
田間 二丁目	22 - 17		田間 白打	261 -	6
田間 二丁目	22 - 18		田間 白打	281 -	5
田間 二丁目	22 - 19		田間 白打	256 -	2
田間 二丁目	22 - 20		田間 白打	263 -	1
田間 二丁目	22 - 21		田間 末無	133 -	2
田間 二丁目	22 - 22		田間 白打	281 -	1
田間 二丁目	23 - 1		田間 白打	258 -	2
田間 二丁目	23 - 2		田間 白打	259 -	1
田間 二丁目	23 - 3		田間 白打	259 -	2
田間 二丁目	23 - 4		田間 白打	253 -	4
田間 二丁目	23 - 5		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 6		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 7		田間 白打	285 -	8
田間 二丁目	23 - 8		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 9		田間 北禮所	358	
田間 二丁目	23 - 10		田間 白打	282 -	1

新			旧		
町名	地番		町名	地番	
田間 二丁目	23 - 11		田間 白打	282 -	4
田間 二丁目	23 - 12		田間 白打	282 -	6
田間 二丁目	23 - 13		田間 白打	282 -	7
田間 二丁目	23 - 14		田間 白打	282 -	8
田間 二丁目	23 - 15		田間 白打	282 -	9
田間 二丁目	23 - 16		田間 白打	282 -	10
田間 二丁目	23 - 17		田間 白打	285 -	3
田間 二丁目	23 - 18		田間 白打	285 -	1
田間 二丁目	23 - 19		田間 白打	285 -	5
田間 二丁目	23 - 20		田間 白打	285 -	6
田間 二丁目	23 - 21		田間 白打	285 -	7
田間 二丁目	23 - 22		田間 白打	286 -	5
田間 二丁目	23 - 23		田間 白打	286 -	6
田間 二丁目	23 - 24		田間 白打	287 -	1
田間 二丁目	23 - 25		田間 白打	287 -	2
田間 二丁目	23 - 26		田間 白打	287 -	3
田間 二丁目	23 - 27		田間 白打	287 -	5
田間 二丁目	23 - 28		田間 白打	287 -	4
田間 二丁目	23 - 29		田間 白打	258 -	1
田間 二丁目	23 - 30		田間 白打	258 -	3
田間 二丁目	23 - 31		田間 白打	258 -	4
田間 二丁目	23 - 32		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 33		田間 白打	253 -	2
田間 二丁目	23 - 34		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 35		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 36		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 37		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 38		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 39		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 40		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 41		田間 白打	282 -	5
田間 二丁目	23 - 42		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 43		田間 白打	282 -	5
田間 二丁目	23 - 44		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 45		田間 白打	282 -	5
田間 二丁目	23 - 46		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 47		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 48		田間 白打	282 -	5
田間 二丁目	23 - 49				
田間 二丁目	23 - 50		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 51		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 52		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 53		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 54		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 55		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 56				
田間 二丁目	23 - 57		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 58		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 59		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 60		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 61		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 62		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 63		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 64		田間 白打	285 -	2
田間 二丁目	23 - 65		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 66		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 67		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 68		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 69		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 70		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 71		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 72		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 73		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 74		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	23 - 75		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	24 - 1		田間 白打	282 -	12
田間 二丁目	24 - 2		法96条1項による保留地		
田間 二丁目	24 - 3		田間 白打	282 -	11
田間 二丁目	24 - 4		田間 白打	282 -	13
田間 二丁目	24 - 5		田間 白打	282 -	15

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	24 - 5	田間 白打	285 - 9
田間 二丁目	24 - 6	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	24 - 7	田間 白打	282 - 5
田間 二丁目	24 - 8		
田間 二丁目	24 - 9	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	24 - 10	田間 白打	282 - 5
田間 二丁目	24 - 11	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	24 - 12	田間 白打	285 - 4
田間 二丁目	24 - 13	田間 白打	285 - 2
田間 二丁目	24 - 14	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	25 - 1	田間 白打	255 - 13
田間 二丁目	25 - 2	田間 白打	255 - 14
田間 二丁目	25 - 3	田間 白打	255 - 15
田間 二丁目	25 - 4	田間 白打	255 - 16
田間 二丁目	25 - 5	田間 白打	256 - 7
田間 二丁目	25 - 6	田間 白打	257
田間 二丁目	25 - 7	田間 白打	256 - 8
田間 二丁目	25 - 8	田間 白打	255 - 1
		田間 白打	255 - 2
		田間 白打	256 - 1
田間 二丁目	25 - 9	田間 白打	255 - 17
田間 二丁目	25 - 10	田間 白打	255 - 3
田間 二丁目	25 - 11	田間 白打	255 - 10
田間 二丁目	25 - 12	田間 白打	255 - 11
田間 二丁目	25 - 13	田間 白打	255 - 12
田間 二丁目	26 - 1	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 2	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 4	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 5	田間 白打	288 - 2
田間 二丁目	26 - 6	田間 白打	288 - 3
田間 二丁目	26 - 7	田間 白打	288 - 4
田間 二丁目	26 - 8	田間 白打	291
田間 二丁目	26 - 9	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 10	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	26 - 11	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	26 - 12	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 13	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	26 - 14	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	26 - 15	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	26 - 16	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	26 - 17	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	26 - 19	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	26 - 20	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	26 - 21	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 1	田間 白打	254 - 3
田間 二丁目	27 - 2	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 3	田間 白打	254 - 2
田間 二丁目	27 - 4	田間 白打	254 - 18
田間 二丁目	27 - 5	田間 白打	254 - 7
田間 二丁目	27 - 6	田間 白打	254 - 6
田間 二丁目	27 - 7	田間 白打	254 - 4
		田間 白打	254 - 5
田間 二丁目	27 - 8	田間 白打	290 - 2
田間 二丁目	27 - 9	田間 白打	290 - 1
田間 二丁目	27 - 10	田間 白打	289 - 8
		田間 白打	289 - 9
田間 二丁目	27 - 11	田間 白打	289 - 4
田間 二丁目	27 - 12	田間 白打	288 - 6
田間 二丁目	27 - 13	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 14	田間 白打	289 - 3
田間 二丁目	27 - 15	田間 白打	288 - 5
田間 二丁目	27 - 16	田間 白打	254 - 15
田間 二丁目	27 - 17	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 19	田間 白打	254 - 14
田間 二丁目	27 - 20	田間 白打	254 - 13
田間 二丁目	27 - 21	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 22	田間 白打	254 - 12

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	27 - 23	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 24	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 25	田間 白打	254 - 10
		田間 白打	254 - 11
		田間 白打	291
田間 二丁目	27 - 26		
田間 二丁目	27 - 27	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 28	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	27 - 29	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	27 - 30	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 31	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	27 - 32	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	27 - 33	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 34	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	27 - 35	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	27 - 36		
田間 二丁目	27 - 37	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	27 - 38	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	27 - 39	田間 白打	288 - 1
田間 二丁目	27 - 40	田間 白打	289 - 1
田間 二丁目	27 - 41	田間 白打	337 - 6
田間 二丁目	28 - 1	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	28 - 2	田間 白打	254 - 8
		田間 白打	254 - 9
田間 二丁目	28 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	28 - 4	田間 白打	254 - 1
田間 二丁目	28 - 5	田間 白打	254 - 16
		田間 白打	254 - 17
田間 二丁目	29 - 1	田間 白打	253 - 1
		田間 白打	253 - 3
田間 二丁目	29 - 2	田間 白打	253 - 2
田間 二丁目	29 - 3	田間 白打	293 - 4
田間 二丁目	30 - 1	田間 白打	293 - 1
田間 二丁目	30 - 2	田間 白打	294 - 1
田間 二丁目	30 - 3	田間 白打	295 - 1
田間 二丁目	30 - 4	田間 白打	296
田間 二丁目	30 - 5	田間 白打	297
田間 二丁目	30 - 6	田間 白打	295 - 2
田間 二丁目	30 - 7	田間 白打	294 - 2
田間 二丁目	30 - 8	田間 白打	293 - 2
田間 二丁目	30 - 9	田間 白打	293 - 3
田間 二丁目	30 - 10	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 11	田間 白打	251 - 2
		田間 白打	328 - 1
田間 二丁目	30 - 12	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 13	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 14	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 15	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 16	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 17	田間 白打	293 - 4
田間 二丁目	30 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 19	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 20	田間 白打	294 - 6
田間 二丁目	30 - 21	田間 白打	294 - 5
田間 二丁目	30 - 22	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 23	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 24	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 25	田間 白打	293 - 4
田間 二丁目	30 - 26		
田間 二丁目	30 - 27	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 28	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	30 - 29	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	31 - 1	田間 白打	294 - 8
田間 二丁目	31 - 2	田間 白打	294 - 3
田間 二丁目	31 - 3	田間 白打	297
田間 二丁目	31 - 4	田間 和の内	361 - 1
田間 二丁目	31 - 5	田間 和の内	362
田間 二丁目	31 - 6	田間 白打	295 - 5
田間 二丁目	31 - 7	田間 和の内	453 - 3
田間 二丁目	31 - 8	田間 白打	295 - 3
		田間 白打	295 - 6

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	38 - 23	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	38 - 24	田間 白打	319
田間 二丁目	38 - 25	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	38 - 26	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	38 - 27	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	38 - 28	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	38 - 29	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	38 - 30	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	38 - 31	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	38 - 32	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	38 - 33	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	38 - 34	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	38 - 35	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	38 - 36	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	38 - 37	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	39 - 1	田間 白打	338 - 1
		田間 白打	338 - 2
		田間 白打	338 - 3
田間 二丁目	39 - 2	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	39 - 3	田間 白打	337 - 4
田間 二丁目	39 - 4	田間 白打	337 - 2
田間 二丁目	39 - 5	田間 白打	337 - 5
田間 二丁目	39 - 6	田間 白打	337 - 6
田間 二丁目	39 - 7	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	39 - 8	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	39 - 9	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	39 - 10	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	39 - 11	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	39 - 12	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	39 - 13	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	40 - 1	田間 白打	320 - 2
田間 二丁目	40 - 2	田間 白打	321 - 1
田間 二丁目	40 - 3	田間 白打	321 - 2
田間 二丁目	40 - 4	田間 白打	322
田間 二丁目	40 - 5	田間 白打	323 - 1
田間 二丁目	40 - 6	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 7	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 8	田間 白打	318
田間 二丁目	40 - 9	田間 白打	320 - 1
田間 二丁目	40 - 10	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 11	田間 白打	319
田間 二丁目	40 - 12	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 13	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 14	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 15	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 16	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 17	田間 白打	319
田間 二丁目	40 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	40 - 19	田間 白打	319
田間 二丁目	41 - 1	田間 白打	325 - 1
田間 二丁目	41 - 2	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	41 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	41 - 4	田間 白打	327 - 1
田間 二丁目	41 - 5	田間 白打	327 - 3
田間 二丁目	41 - 6	田間 白打	337 - 3
田間 二丁目	41 - 7	田間 白打	323 - 2
		田間 白打	326
田間 二丁目	41 - 8	田間 白打	325 - 2
田間 二丁目	41 - 9	田間 白打	328 - 2
田間 二丁目	41 - 10	田間 白打	327 - 5
田間 二丁目	41 - 11	田間 白打	327 - 4
田間 二丁目	41 - 12	田間 白打	324 - 1
		田間 白打	324 - 2
		田間 白打	324 - 3
		田間 白打	324 - 4
		田間 白打	324 - 5
田間 二丁目	41 - 13	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	41 - 14	田間 白打	337 - 1
田間 二丁目	41 - 15	田間 白打	336 - 1
田間 二丁目	41 - 16	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 二丁目	43 - 1	田間 白打	329 - 5
		田間 勾当	483 - 2
田間 二丁目	43 - 2	田間 白打	329 - 4
田間 二丁目	43 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	43 - 4	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	43 - 5	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	43 - 6	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	44 - 1	田間 和の内	440 - 9
田間 二丁目	44 - 2	田間 和の内	440 - 3
田間 二丁目	44 - 3	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	44 - 4	田間 白打	332 - 6
田間 二丁目	44 - 5	田間 白打	332 - 7
		田間 白打	332 - 10
田間 二丁目	44 - 6	田間 白打	332 - 8
		田間 白打	332 - 9
田間 二丁目	44 - 7	田間 白打	331 - 6
田間 二丁目	44 - 8	田間 白打	329 - 3
田間 二丁目	44 - 9	田間 白打	331 - 7
田間 二丁目	44 - 10	田間 白打	331 - 1
田間 二丁目	44 - 11	田間 白打	331 - 5
田間 二丁目	44 - 12	田間 白打	332 - 11
田間 二丁目	44 - 13	田間 白打	332 - 4
田間 二丁目	44 - 14	田間 白打	332 - 1
		田間 白打	332 - 12
田間 二丁目	44 - 15	田間 白打	332 - 5
田間 二丁目	44 - 16	田間 白打	332 - 3
田間 二丁目	44 - 17	田間 白打	332 - 2
田間 二丁目	44 - 18	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	44 - 19	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	44 - 20	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	44 - 21	田間 和の内	440 - 1
田間 二丁目	44 - 22	田間 白打	282 - 2
		田間 白打	282 - 14
田間 二丁目	44 - 23	田間 白打	330 - 1
田間 二丁目	44 - 24	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	44 - 25	田間 白打	341 - 7
田間 二丁目	45 - 1	田間 和の内	387
田間 二丁目	45 - 2	田間 和の内	384 - 1
田間 二丁目	45 - 3	田間 和の内	384 - 2
田間 二丁目	45 - 4	田間 和の内	384 - 3
田間 二丁目	45 - 5	田間 和の内	384 - 4
田間 二丁目	45 - 6	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	45 - 7	田間 和の内	385 - 1
田間 二丁目	45 - 8	田間 和の内	385 - 2
		田間 殿田	496 - 5
田間 二丁目	45 - 9	田間 和の内	391
田間 二丁目	45 - 10	田間 和の内	386
田間 二丁目	45 - 11	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	45 - 12	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	46 - 1	田間 和の内	381 - 3
田間 二丁目	46 - 2	田間 和の内	381 - 4
田間 二丁目	46 - 3	田間 和の内	382 - 3
田間 二丁目	46 - 4	田間 和の内	383 - 2
田間 二丁目	46 - 5	田間 和の内	383 - 3
田間 二丁目	46 - 6	田間 和の内	383 - 4
田間 二丁目	46 - 7	田間 和の内	382 - 4
田間 二丁目	46 - 8	田間 和の内	380 - 2
田間 二丁目	46 - 9	田間 和の内	382 - 5
田間 二丁目	46 - 10	田間 和の内	381 - 1
		田間 和の内	382 - 1
		田間 和の内	382 - 2
		田間 和の内	383 - 1
田間 二丁目	46 - 11	田間 和の内	381 - 2
田間 二丁目	47	法105条3項により所有権帰属	
田間 二丁目	48 - 1	田間 和の内	377 - 1
		田間 和の内	378 - 1
		田間 和の内	378 - 2
		田間 和の内	379 - 2
田間 二丁目	48 - 2	法96条1項による保留地	
田間 二丁目	48 - 3	田間 和の内	380 - 1

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間二丁目	54 - 16	法96条1項による保留地	
田間二丁目	54 - 17	田間 和の内	371 - 3
田間二丁目	55 - 1	田間 和の内	364 - 6
田間二丁目	55 - 2	田間 和の内	366
田間二丁目	55 - 3	田間 和の内	365
田間二丁目	55 - 4	田間 和の内	367
田間二丁目	55 - 5	田間 和の内	368 - 4
田間二丁目	55 - 6	田間 和の内	368 - 1
田間二丁目	55 - 7	田間 和の内	368 - 2
田間二丁目	55 - 8	田間 和の内	368 - 3
田間二丁目	55 - 9	田間 和の内	364 - 4
田間二丁目	55 - 10	田間 和の内	364 - 5
田間二丁目	55 - 11	法96条1項による保留地	
田間二丁目	55 - 12	田間 和の内	364 - 1
田間二丁目	55 - 13	田間 和の内	369 - 2
田間二丁目	55 - 14	田間 末無	249 - 1
田間二丁目	55 - 15	法96条1項による保留地	
田間二丁目	55 - 16	田間 和の内	364 - 1
田間二丁目	55 - 17		
田間二丁目	55 - 18	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 1	田間 和の内	363 - 1
田間二丁目	56 - 2	田間 和の内	363 - 7
田間二丁目	56 - 3	田間 和の内	363 - 9
田間二丁目	56 - 4	田間 和の内	363 - 8
田間二丁目	56 - 5	田間 和の内	363 - 10
田間二丁目	56 - 6	田間 和の内	363 - 11
田間二丁目	56 - 7	田間 和の内	363 - 12
田間二丁目	56 - 8	田間 和の内	363 - 6
田間二丁目	56 - 9	田間 和の内	364 - 2
田間二丁目	56 - 10	田間 和の内	364 - 3
田間二丁目	56 - 11	田間 和の内	366
田間二丁目	56 - 12	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 13	田間 和の内	458 - 1
田間二丁目	56 - 14	田間 和の内	397 - 5
		田間 和の内	397 - 6
田間二丁目	56 - 15	田間 和の内	408 - 10
田間二丁目	56 - 16	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 17	田間 和の内	397 - 4
田間二丁目	56 - 18	田間 和の内	397 - 2
		田間 和の内	397 - 3
田間二丁目	56 - 19	田間 和の内	397 - 7
田間二丁目	56 - 20	田間 和の内	397 - 8
田間二丁目	56 - 21	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 22	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 23	田間 和の内	415 - 2
田間二丁目	56 - 24	田間 和の内	401
田間二丁目	56 - 25	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 26	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 27	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 28	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 29	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 30	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 31	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 32	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 33	田間 和の内	364 - 7
田間二丁目	56 - 34	田間 和の内	364 - 1
田間二丁目	56 - 35	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 36	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 37	田間 和の内	364 - 1
田間二丁目	56 - 38	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 39	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 40	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 41	田間 和の内	456 - 24
田間二丁目	56 - 42	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 43	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	56 - 44	田間 和の内	408 - 4
田間二丁目	56 - 45	田間 和の内	408 - 5
田間二丁目	56 - 46	田間 和の内	458 - 21

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間二丁目	56 - 47	田間 白打	344 - 9
		田間 和の内	357 - 1
		田間 和の内	458 - 3
		田間 和の内	458 - 9
		田間 和の内	458 - 10
		田間 和の内	458 - 19
田間二丁目	56 - 48	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	56 - 49	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 50	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	56 - 51	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 52	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	56 - 53	法96条1項による保留地	
田間二丁目	56 - 54	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	56 - 55	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 1	田間 和の内	401
田間二丁目	57 - 2	田間 和の内	399
		田間 和の内	400
田間二丁目	57 - 3	田間 和の内	398 - 2
田間二丁目	57 - 4	田間 和の内	397 - 10
田間二丁目	57 - 5	田間 和の内	397 - 9
田間二丁目	57 - 6	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 7	田間 和の内	397 - 11
田間二丁目	57 - 8	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 9	田間 和の内	398 - 1
田間二丁目	57 - 10	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 11	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	57 - 12	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 13	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	57 - 14	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 15	法96条1項による保留地	
田間二丁目	57 - 16	田間 和の内	397 - 1
田間二丁目	58 - 1	田間 白打	350
		田間 白打	351
		田間 白打	352
		田間 和の内	403
田間二丁目	58 - 2	田間 和の内	404
田間二丁目	58 - 3	田間 和の内	404
田間二丁目	59 - 1	田間 白打	353
田間二丁目	59 - 2	田間 和の内	360 - 1
田間二丁目	59 - 3	田間 和の内	361 - 2
田間二丁目	59 - 4	田間 和の内	404
田間二丁目	59 - 5	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 6	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 7	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 8	田間 和の内	405 - 1
		田間 和の内	412 - 3
田間二丁目	59 - 9	田間 和の内	402
田間二丁目	59 - 10	田間 和の内	412 - 1
田間二丁目	59 - 11	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 12	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 13	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 14	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 15	田間 和の内	443 - 16
田間二丁目	59 - 16	田間 和の内	443 - 9
田間二丁目	59 - 17	田間 和の内	357 - 6
田間二丁目	59 - 18	田間 和の内	357 - 5
田間二丁目	59 - 19	田間 和の内	357 - 4
田間二丁目	59 - 20	田間 和の内	357 - 3
田間二丁目	59 - 21	田間 和の内	357 - 2
田間二丁目	59 - 22	田間 和の内	360 - 2
田間二丁目	59 - 23	田間 白打	281 - 1
田間二丁目	59 - 24	田間 和の内	442 - 4
田間二丁目	59 - 25	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 26	田間 和の内	357 - 16
田間二丁目	59 - 27	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 28	田間 和の内	357 - 15
田間二丁目	59 - 29	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 30	田間 和の内	357 - 14
田間二丁目	59 - 31	法96条1項による保留地	
田間二丁目	59 - 32	田間 和の内	357 - 13
田間二丁目	59 - 33	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間三丁目	1-14	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-15	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-16	田間 和の内	407-2
田間三丁目	1-17	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-18	田間 和の内	407-2
田間三丁目	1-19	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-20	田間 和の内	407-2
田間三丁目	1-21	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-22	田間 和の内	407-2
田間三丁目	1-23	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-24	田間 和の内	407-2
田間三丁目	1-25	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-26	田間 和の内	407-2
田間三丁目	1-27	法96条1項による保留地	
田間三丁目	1-28	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-1	田間 和の内	407-7
田間三丁目	2-2	田間 和の内	408-1
田間三丁目	2-3	田間 和の内	408-3
田間三丁目	2-4	田間 和の内	408-11
田間三丁目	2-5	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-6	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-7	田間 和の内	407-13
田間三丁目	2-8	田間 和の内	407-12
田間三丁目	2-9	田間 和の内	407-11
田間三丁目	2-10	田間 和の内	407-10
田間三丁目	2-11	田間 和の内	407-9
田間三丁目	2-12	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-13	田間 和の内	407-2
田間三丁目	2-14	田間 和の内	408-4
田間三丁目	2-15	田間 和の内	408-5
田間三丁目	2-16	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-17	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-18	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-19	田間 和の内	407-2
田間三丁目	2-20	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-21	田間 和の内	407-2
田間三丁目	2-22	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-23	田間 和の内	407-2
田間三丁目	2-24	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-25	田間 和の内	407-2
田間三丁目	2-26	法96条1項による保留地	
田間三丁目	2-27	田間 和の内	407-2
田間三丁目	3-1	田間 和の内	408-3
田間三丁目	3-2	田間 和の内	408-12
田間三丁目	3-3	田間 和の内	408-6
田間三丁目	3-4	田間 和の内	412-1
田間三丁目	3-5	田間 和の内	411-1
田間三丁目	3-6	田間 和の内	408-7
田間三丁目	3-7	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-8	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-9	田間 和の内	408-4
田間三丁目	3-10	田間 和の内	408-5
田間三丁目	3-11	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-12	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-13	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-14	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-15	田間 和の内	408-5
田間三丁目	3-16	田間 和の内	408-4
田間三丁目	3-17		
田間三丁目	3-18	田間 和の内	408-5
田間三丁目	3-19	法96条1項による保留地	
田間三丁目	3-20	法96条1項による保留地	
田間三丁目	4-1	田間 和の内	447-1
田間三丁目	4-2	田間 和の内	446-4
田間三丁目	4-3	田間 和の内	446-5
田間三丁目	4-3	田間 和の内	408-8
田間三丁目	4-3	田間 和の内	408-9
田間三丁目	4-4	法96条1項による保留地	
田間三丁目	4-5	田間 和の内	446-6
田間三丁目	4-6	田間 和の内	446-7

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間三丁目	4-7	田間 和の内	408-5
田間三丁目	4-8	田間 和の内	408-4
田間三丁目	5-1	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-2	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-3	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-4	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-5	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-6	田間 和の内	448-2
田間三丁目	5-7	田間 和の内	447-1
田間三丁目	5-8	田間 和の内	446-10
田間三丁目	5-9	田間 和の内	446-2
田間三丁目	5-10	田間 和の内	446-3
田間三丁目	5-10	田間 和の内	446-9
田間三丁目	5-11	田間 和の内	459-2
田間三丁目	5-12	田間 和の内	446-1
田間三丁目	5-12	田間 和の内	446-8
田間三丁目	5-13	田間 和の内	448-3
田間三丁目	5-14	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-15	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-16	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-17	法96条1項による保留地	
田間三丁目	5-18	法96条1項による保留地	
田間三丁目	6-1	田間 和の内	412-5
田間三丁目	6-1	田間 和の内	412-6
田間三丁目	6-2	田間 和の内	413-5
田間三丁目	6-3	田間 和の内	415-9
田間三丁目	6-4	田間 和の内	415-6
田間三丁目	6-5	田間 和の内	415-5
田間三丁目	6-6	田間 和の内	415-4
田間三丁目	6-7	田間 和の内	415-1
田間三丁目	6-8	田間 和の内	412-7
田間三丁目	6-8	田間 和の内	412-9
田間三丁目	6-9	田間 和の内	413-4
田間三丁目	6-10	法96条1項による保留地	
田間三丁目	7-1	法96条1項による保留地	
田間三丁目	7-2	法96条1項による保留地	
田間三丁目	7-3	田間 和の内	413-1
田間三丁目	7-4	田間 和の内	415-8
田間三丁目	7-5	田間 和の内	415-3
田間三丁目	7-6	田間 和の内	443-7
田間三丁目	7-6	田間 和の内	444
田間三丁目	7-7	田間 和の内	445
田間三丁目	7-8	田間 和の内	412-4
田間三丁目	7-9	田間 和の内	412-8
田間三丁目	7-10	田間 和の内	413-6
田間三丁目	7-11	田間 新町	78-1
田間三丁目	7-12	法96条1項による保留地	
田間三丁目	7-13	法96条1項による保留地	
田間三丁目	8	法105条3項により所有権帰属	
田間三丁目	9-1	田間 白打	333-2
田間三丁目	9-1	田間 白打	334
田間三丁目	9-1	田間 白打	341-2
田間三丁目	9-1	田間 和の内	466-1
田間三丁目	9-1	田間 和の内	466-16
田間三丁目	9-2	田間 地徳	600-1
田間三丁目	9-3	法96条1項による保留地	
田間三丁目	9-4	田間 輪之内	788-5
田間三丁目	9-5	田間 新宿	790-1
田間三丁目	9-5	田間 新宿	791-1
田間三丁目	9-5	田間 新宿	833-3
田間三丁目	9-5	田間 新宿	834-5
田間三丁目	9-5	田間 新宿	834-6
田間三丁目	9-5	田間 新宿	834-7
田間三丁目	9-5	田間 新宿	837-4
田間三丁目	9-5	田間 新宿	839-3
田間三丁目	9-5	田間 新宿	840-3
田間三丁目	9-5	田間 蔵之下	846-3
田間三丁目	9-5	田間 蔵之下	847-2
田間三丁目	9-5	田間 蔵之下	848-5
田間三丁目	9-5	田間 蔵之下	858-3

新		旧		
町名	地番	町名	地番	
田間 三丁目	9 - 5	田間 藏之下	859 - 5	5
		田間 藏之下	861 - 4	4
		田間 藏之下	862 - 4	4
田間 三丁目	9 - 6	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	9 - 7	田間 和の内	438	
田間 三丁目	10 - 1	田間 和の内	423	
		田間 和の内	424 - 2	2
田間 三丁目	10 - 2	田間 和の内	422 - 2	2
		田間 和の内	424 - 1	1
		田間 和の内	425 - 5	5
田間 三丁目	10 - 3	田間 和の内	425 - 1	1
田間 三丁目	10 - 4	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	10 - 5	田間 和の内	425 - 4	4
田間 三丁目	10 - 6	田間 和の内	425 - 1	1
田間 三丁目	11 - 1	田間 和の内	440 - 10	10
田間 三丁目	11 - 2	田間 和の内	440 - 2	2
田間 三丁目	11 - 3	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 4	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 5	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 6	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 7	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 8	田間 和の内	439 - 3	3
田間 三丁目	11 - 9	田間 和の内	439 - 5	5
田間 三丁目	11 - 10	田間 和の内	439 - 4	4
田間 三丁目	11 - 11	田間 和の内	440 - 1	1
田間 三丁目	11 - 12	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 13	田間 和の内	439 - 2	2
田間 三丁目	11 - 14	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 15	田間 和の内	439 - 2	2
田間 三丁目	11 - 16	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	11 - 17	田間 和の内	439 - 2	2
田間 三丁目	12 - 1	田間 和の内	439 - 1	1
田間 三丁目	12 - 2	田間 和の内	432 - 1	1
田間 三丁目	12 - 3	田間 和の内	436 - 2	2
		田間 和の内	437	
田間 三丁目	12 - 4	田間 和の内	470 - 1	1
田間 三丁目	12 - 5	田間 和の内	439 - 6	6
田間 三丁目	13 - 1	田間 和の内	425 - 2	2
田間 三丁目	13 - 2	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	13 - 3	田間 和の内	432 - 16	16
田間 三丁目	13 - 4	田間 和の内	432 - 5	5
		田間 和の内	432 - 7	7
		田間 和の内	432 - 9	9
田間 三丁目	13 - 5	田間 和の内	432 - 10	10
田間 三丁目	13 - 6	田間 和の内	432 - 8	8
田間 三丁目	13 - 7	田間 和の内	432 - 15	15
田間 三丁目	13 - 8	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	13 - 9	田間 和の内	432 - 17	17
田間 三丁目	13 - 10	田間 和の内	432 - 12	12
		田間 和の内	432 - 13	13
田間 三丁目	14 - 1	田間 和の内	425 - 3	3
田間 三丁目	14 - 2	田間 和の内	464	
田間 三丁目	14 - 3	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	14 - 4	田間 和の内	432 - 3	3
田間 三丁目	14 - 5	田間 和の内	432 - 8	8
田間 三丁目	14 - 6	田間 和の内	432 - 14	14
		田間 和の内	433 - 1	1
		田間 和の内	433 - 2	2
		田間 和の内	473 - 1	1
		田間 和の内	473 - 2	2
		田間 輪之内	788 - 2	2
田間 三丁目	14 - 7	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	14 - 8	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	14 - 9	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	14 - 10	田間 和の内	436 - 4	4
田間 三丁目	14 - 11	田間 和の内	432 - 11	11
		田間 和の内	435 - 1	1
		田間 和の内	436 - 1	1
田間 三丁目	14 - 12	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	14 - 13	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	14 - 14	田間 和の内	434 - 1	1

新		旧		
町名	地番	町名	地番	
田間 三丁目	15 - 1	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	15 - 2	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	15 - 3	田間 和の内	472 - 2	2
田間 三丁目	15 - 4	田間 和の内	473 - 3	3
田間 三丁目	15 - 5	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	15 - 6	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 1	田間 和の内	440 - 7	7
田間 三丁目	16 - 2	田間 和の内	471 - 1	1
		田間 和の内	471 - 2	2
		田間 和の内	472 - 3	3
田間 三丁目	16 - 3	田間 和の内	471 - 3	3
		田間 和の内	472 - 1	1
田間 三丁目	16 - 4	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 5	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 6	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 7	田間 和の内	473 - 5	5
田間 三丁目	16 - 8	田間 和の内	473 - 6	6
田間 三丁目	16 - 9	田間 和の内	473 - 4	4
田間 三丁目	16 - 10	田間 倉の内	532 - 2	2
田間 三丁目	16 - 11	田間 倉の内	475 - 2	2
田間 三丁目	16 - 12	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 13	田間 倉の内	477 - 5	5
田間 三丁目	16 - 14	田間 倉の内	477 - 11	11
田間 三丁目	16 - 15	田間 倉の内	477 - 12	12
田間 三丁目	16 - 16	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 17	田間 和の内	443 - 1	1
田間 三丁目	16 - 18	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 19	田間 和の内	440 - 5	5
田間 三丁目	16 - 20	田間 和の内	440 - 6	6
田間 三丁目	16 - 21	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 22	田間 和の内	440 - 1	1
田間 三丁目	16 - 23	田間 倉の内	474 - 3	3
田間 三丁目	16 - 24	田間 倉の内	474 - 1	1
田間 三丁目	16 - 25	田間 倉の内	475 - 1	1
田間 三丁目	16 - 26	田間 倉の内	476 - 1	1
田間 三丁目	16 - 27	田間 倉の内	477 - 4	4
田間 三丁目	16 - 28	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 29	田間 倉の内	477 - 4	4
田間 三丁目	16 - 30	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 31	田間 倉の内	477 - 4	4
田間 三丁目	16 - 32	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 33	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 34	田間 和の内	440 - 1	1
田間 三丁目	16 - 35	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	16 - 36	田間 和の内	440 - 1	1
田間 三丁目	16 - 37	田間 和の内	440 - 11	11
田間 三丁目	17 - 1	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	17 - 2	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	17 - 3	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	17 - 4	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	17 - 5	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	18	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	19 - 1	田間 倉の内	477 - 7	7
田間 三丁目	19 - 2	田間 倉の内	477 - 1	1
田間 三丁目	19 - 3	田間 倉の内	476 - 1	1
田間 三丁目	19 - 4	田間 倉の内	477 - 2	2
田間 三丁目	19 - 5	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	19 - 6	田間 倉の内	477 - 4	4
田間 三丁目	19 - 7	法96条1項による保留地		
田間 三丁目	19 - 8	田間 倉の内	477 - 4	4
田間 三丁目	20 - 1	田間 倉の内	483 - 1	1
田間 三丁目	20 - 2	田間 倉の内	481 - 1	1
		田間 倉の内	482 - 1	1
		田間 倉の内	482 - 2	2
田間 三丁目	20 - 3	田間 倉の内	480 - 1	1
田間 三丁目	20 - 4	田間 倉の内	480 - 2	2
田間 三丁目	20 - 5	田間 倉の内	479	
田間 三丁目	20 - 6	田間 倉の内	477 - 10	10
田間 三丁目	20 - 7	田間 倉の内	477 - 8	8
田間 三丁目	20 - 8	田間 倉の内	477 - 3	3

新		旧		
町名	地番	町名	地番	
田間 三丁目	27 -	2 田間	和の内	461 - 1
田間 三丁目	27 -	3 田間	和の内	461 - 2
		田間	和の内	462
田間 三丁目	27 -	4	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	5	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	6 田間	和の内	465 - 4
田間 三丁目	27 -	7 田間	倉の内	498 - 5
		田間	倉の内	498 - 14
		田間	倉の内	499 - 2
田間 三丁目	27 -	8 田間	倉の内	498 - 3
		田間	倉の内	498 - 13
田間 三丁目	27 -	9 田間	倉の内	498 - 8
		田間	倉の内	498 - 10
田間 三丁目	27 -	10 田間	倉の内	498 - 2
田間 三丁目	27 -	11	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	12 田間	倉の内	498 - 15
		田間	倉の内	499 - 3
田間 三丁目	27 -	13	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	14	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	15 田間	倉の内	498 - 9
田間 三丁目	27 -	16	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	17 田間	倉の内	498 - 7
田間 三丁目	27 -	18 田間	倉の内	498 - 4
田間 三丁目	27 -	19	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	27 -	20 田間	倉の内	498 - 4
田間 三丁目	27 -	21 田間	倉の内	498 - 7
田間 三丁目	27 -	22 田間	倉の内	498 - 6
田間 三丁目	27 -	23 田間	倉の内	498 - 12
田間 三丁目	27 -	24 田間	倉の内	498 - 9
田間 三丁目	27 -	25 田間	倉の内	498 - 7
田間 三丁目	27 -	26 田間	倉の内	498 - 4
田間 三丁目	27 -	27 田間	倉の内	498 - 6
田間 三丁目	27 -	28 田間	倉の内	498 - 12
田間 三丁目	27 -	29 田間	倉の内	498 - 11
田間 三丁目	28 -	1 田間	倉の内	501 - 3
田間 三丁目	28 -	2 田間	倉の内	501 - 7
田間 三丁目	28 -	3 田間	倉の内	501 - 8
田間 三丁目	28 -	4 田間	倉の内	501 - 9
田間 三丁目	28 -	5 田間	倉の内	501 - 10
田間 三丁目	28 -	6 田間	倉の内	500 - 2
田間 三丁目	28 -	7 田間	倉の内	498 - 1
		田間	倉の内	499 - 1
田間 三丁目	28 -	8 田間	倉の内	500 - 1
田間 三丁目	28 -	9 田間	倉の内	501 - 1
田間 三丁目	28 -	10 田間	倉の内	501 - 4
田間 三丁目	28 -	11 田間	倉の内	501 - 5
田間 三丁目	28 -	12 田間	倉の内	501 - 6
田間 三丁目	29 -	1 田間	和の内	458 - 8
田間 三丁目	29 -	2 田間	和の内	458 - 7
		田間	和の内	458 - 11
田間 三丁目	29 -	3 田間	和の内	458 - 18
田間 三丁目	29 -	4 田間	和の内	458 - 5
		田間	和の内	458 - 6
田間 三丁目	29 -	5 田間	和の内	458 - 4
田間 三丁目	29 -	6	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	29 -	7 田間	和の内	458 - 2
田間 三丁目	29 -	8	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	29 -	9 田間	和の内	457 - 11
		田間	和の内	457 - 12
田間 三丁目	29 -	10	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	29 -	11 田間	和の内	457 - 15
田間 三丁目	29 -	12	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	29 -	13 田間	和の内	457 - 2
		田間	和の内	457 - 13
田間 三丁目	29 -	14	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	29 -	15 田間	和の内	458 - 12
田間 三丁目	29 -	16	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	1 田間	和の内	456 - 9
田間 三丁目	30 -	2 田間	和の内	457 - 9
		田間	和の内	457 - 10

新		旧		
町名	地番	町名	地番	
田間 三丁目	30 -	3 田間	和の内	456 - 23
		田間	和の内	457 - 8
田間 三丁目	30 -	4 田間	和の内	457 - 7
田間 三丁目	30 -	5 田間	和の内	456 - 21
田間 三丁目	30 -	6 田間	和の内	456 - 25
田間 三丁目	30 -	7	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	8	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	9 田間	和の内	456 - 8
田間 三丁目	30 -	10 田間	和の内	456 - 16
田間 三丁目	30 -	11 田間	和の内	456 - 18
田間 三丁目	30 -	12	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	13 田間	和の内	456 - 12
田間 三丁目	30 -	14 田間	和の内	458 - 13
		田間	和の内	458 - 14
田間 三丁目	30 -	15 田間	和の内	456 - 10
		田間	和の内	456 - 22
田間 三丁目	30 -	16	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	17 田間	和の内	458 - 15
田間 三丁目	30 -	18	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	19 田間	和の内	458 - 16
田間 三丁目	30 -	20	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	21 田間	和の内	457 - 3
		田間	和の内	457 - 14
		田間	和の内	458 - 17
		田間	和の内	458 - 20
田間 三丁目	30 -	22	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	23	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	24	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	25 田間	和の内	456 - 20
田間 三丁目	30 -	26 田間	和の内	456 - 11
田間 三丁目	30 -	27	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	28 田間	和の内	456 - 17
田間 三丁目	30 -	29	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	30 -	30 田間	和の内	456 - 19
田間 三丁目	31 -	1 田間	和の内	455 - 3
田間 三丁目	31 -	2 田間	和の内	456 - 4
田間 三丁目	31 -	3 田間	和の内	456 - 5
田間 三丁目	31 -	4 田間	和の内	456 - 27
田間 三丁目	31 -	5 田間	和の内	456 - 26
田間 三丁目	31 -	6	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	7	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	8	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	9	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	10	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	11	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	12	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	13	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	14	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	15 田間	和の内	455 - 8
田間 三丁目	31 -	16 田間	和の内	455 - 5
田間 三丁目	31 -	17 田間	和の内	455 - 6
田間 三丁目	31 -	18 田間	和の内	455 - 4
田間 三丁目	31 -	19	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	20 田間	和の内	455 - 12
田間 三丁目	31 -	21	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	22 田間	和の内	456 - 13
田間 三丁目	31 -	23 田間	和の内	456 - 2
		田間	和の内	456 - 14
		田間	和の内	456 - 15
田間 三丁目	31 -	24	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	25 田間	和の内	455 - 2
田間 三丁目	31 -	26 田間	和の内	455 - 16
田間 三丁目	31 -	27 田間	和の内	455 - 7
田間 三丁目	31 -	28 田間	和の内	455 - 15
田間 三丁目	31 -	29	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	31 -	30 田間	和の内	455 - 11
田間 三丁目	32 -	1 田間	和の内	454 - 8
田間 三丁目	32 -	2 田間	和の内	454 - 1
田間 三丁目	32 -	3 田間	和の内	454 - 2
田間 三丁目	32 -	4 田間	和の内	454 - 3

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 三丁目	32 - 5	田間 和の内	454 - 4
田間 三丁目	32 - 6	田間 和の内	455 - 10
田間 三丁目	32 - 7	田間 和の内	455 - 9
田間 三丁目	32 - 8	田間 和の内	454 - 5
田間 三丁目	32 - 9	田間 和の内	454 - 6
田間 三丁目	32 - 10	田間 和の内	454 - 7
田間 三丁目	32 - 11	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	32 - 12	田間 和の内	455 - 13
田間 三丁目	32 - 13	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	32 - 14	田間 和の内	455 - 14
田間 三丁目	32 - 15	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	32 - 16	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	32 - 17	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	33 - 1	田間 倉の内	503 - 5
		田間 倉の内	507 - 4
田間 三丁目	33 - 2	田間 倉の内	503 - 2
田間 三丁目	33 - 3	田間 倉の内	502
田間 三丁目	33 - 4	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	33 - 5	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	33 - 6	田間 倉の内	503 - 9
田間 三丁目	33 - 7	田間 倉の内	503 - 10
田間 三丁目	33 - 8	田間 倉の内	501 - 3
田間 三丁目	34 - 1	田間 倉の内	508
		田間 倉の内	509
		田間 倉の内	510 - 1
田間 三丁目	34 - 2	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	34 - 3	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	34 - 4	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	35 - 1	田間 倉の内	503 - 11
田間 三丁目	35 - 2	田間 倉の内	511 - 2
田間 三丁目	35 - 3	田間 倉の内	503 - 1
田間 三丁目	35 - 4	田間 倉の内	503 - 12
		田間 倉の内	511 - 1
		田間 倉の内	511 - 3
		田間 倉の内	511 - 6
		田間 倉の内	511 - 7
田間 三丁目	35 - 5	田間 倉の内	511 - 4
田間 三丁目	36	田間 倉の内	544
		田間 倉の内	545
		田間 倉の内	546
田間 三丁目	37 - 1	田間 倉の内	511 - 5
田間 三丁目	37 - 2	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 3	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 4	田間 倉の内	542 - 1
		田間 倉の内	557
田間 三丁目	37 - 5	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 6	田間 倉の内	541 - 11
田間 三丁目	37 - 7	田間 倉の内	541 - 10
田間 三丁目	37 - 8	田間 倉の内	541 - 9
田間 三丁目	37 - 9	田間 倉の内	541 - 3
		田間 倉の内	541 - 8
田間 三丁目	37 - 10	田間 倉の内	514 - 5
田間 三丁目	37 - 11	田間 倉の内	513 - 9
田間 三丁目	37 - 12	田間 倉の内	513 - 10
田間 三丁目	37 - 13	田間 倉の内	513 - 11
		田間 倉の内	514 - 2
田間 三丁目	37 - 14	田間 倉の内	514 - 6
田間 三丁目	37 - 15	田間 倉の内	514 - 7
田間 三丁目	37 - 16	田間 倉の内	514 - 8
田間 三丁目	37 - 17	田間 倉の内	514 - 9
田間 三丁目	37 - 18	田間 和の内	470 - 2
		田間 倉の内	513 - 2
田間 三丁目	37 - 19	田間 倉の内	513 - 6
田間 三丁目	37 - 20	田間 倉の内	513 - 7
田間 三丁目	37 - 21	田間 倉の内	513 - 3
		田間 倉の内	513 - 8
田間 三丁目	37 - 22	田間 倉の内	514 - 1
田間 三丁目	37 - 23	田間 倉の内	541 - 4
田間 三丁目	37 - 24	田間 倉の内	541 - 1
		田間 倉の内	541 - 2

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 三丁目	37 - 25	田間 倉の内	541 - 5
田間 三丁目	37 - 26	田間 倉の内	541 - 6
田間 三丁目	37 - 27	田間 倉の内	541 - 7
田間 三丁目	37 - 28	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 29	田間 倉の内	542 - 4
田間 三丁目	37 - 30	田間 倉の内	542 - 5
田間 三丁目	37 - 31	田間 倉の内	543 - 1
田間 三丁目	37 - 32	田間 倉の内	543 - 2
田間 三丁目	37 - 33	田間 倉の内	543 - 3
田間 三丁目	37 - 34	田間 倉の内	543 - 4
田間 三丁目	37 - 35	田間 倉の内	543 - 5
田間 三丁目	37 - 36	田間 倉の内	543 - 6
田間 三丁目	37 - 37	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 38	田間 倉の内	541 - 12
田間 三丁目	37 - 39	田間 倉の内	541 - 13
田間 三丁目	37 - 40	田間 倉の内	514 - 10
田間 三丁目	37 - 41	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 42	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 43	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	37 - 44	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 1	田間 倉の内	512 - 6
田間 三丁目	38 - 2	田間 倉の内	513 - 4
田間 三丁目	38 - 3	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 4	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 5	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 6	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 7	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 8	田間 倉の内	512 - 8
田間 三丁目	38 - 9	田間 倉の内	512 - 7
田間 三丁目	38 - 10	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 11	田間 倉の内	512 - 1
田間 三丁目	38 - 12	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 13	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 14	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 15	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 16	田間 倉の内	512 - 1
田間 三丁目	38 - 17	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	38 - 18	田間 倉の内	512 - 1
田間 三丁目	39 - 1	田間 倉の内	486 - 1
		田間 倉の内	496 - 19
		田間 倉の内	497 - 1
田間 三丁目	39 - 2	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	39 - 3	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	39 - 4	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	39 - 5	田間 倉の内	539 - 1
		田間 倉の内	540 - 1
		田間 倉の内	540 - 2
田間 三丁目	39 - 6	田間 倉の内	580 - 7
田間 三丁目	39 - 7	田間 倉の内	581 - 1
田間 三丁目	39 - 8	田間 倉の内	581 - 2
田間 三丁目	39 - 9	田間 和の内	443 - 10
田間 三丁目	39 - 10	田間 和の内	442 - 5
田間 三丁目	39 - 11	田間 和の内	442 - 1
田間 三丁目	40 - 1	田間 倉の内	514 - 3
		田間 倉の内	514 - 4
		田間 倉の内	515 - 1
		田間 倉の内	515 - 2
田間 三丁目	40 - 2	田間 和の内	472 - 5
田間 三丁目	40 - 3	田間 倉の内	538 - 24
		田間 倉の内	538 - 25
田間 三丁目	40 - 4	田間 倉の内	538 - 12
		田間 倉の内	538 - 26
田間 三丁目	40 - 5	田間 倉の内	538 - 27
田間 三丁目	40 - 6	田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	40 - 7	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	40 - 8	田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	40 - 9	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	40 - 10	田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	40 - 11	法96条1項による保留地	
田間 三丁目	40 - 12	法96条1項による保留地	

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 三丁目	47 -	8 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	47 -	9 田間 倉の内	520 - 11
田間 三丁目	47 -	10 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	1 田間 倉の内	520 - 3
田間 三丁目	48 -	2 田間 倉の内	521 - 1
		田間 倉の内	521 - 2
		田間 倉の内	521 - 3
田間 三丁目	48 -	3 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	4 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	5 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	6 田間 倉の内	520 - 9
田間 三丁目	48 -	7 田間 倉の内	520 - 7
田間 三丁目	48 -	8 田間 倉の内	520 - 6
田間 三丁目	48 -	9 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	10 田間 倉の内	520 - 8
田間 三丁目	48 -	11 田間 倉の内	532 - 1
田間 三丁目	48 -	12 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	13 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	14 田間 倉の内	520 - 8
田間 三丁目	48 -	15	
田間 三丁目	48 -	16 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	48 -	17 田間 倉の内	520 - 8
田間 三丁目	50 -	1 田間 倉の内	522 - 13
田間 三丁目	50 -	2 田間 倉の内	522 - 1
田間 三丁目	50 -	3 田間 和の内	448 - 1
		田間 和の内	450 - 1
田間 三丁目	50 -	4 田間 倉の内	529 - 1
田間 三丁目	50 -	5 田間 倉の内	529 - 2
田間 三丁目	50 -	6 田間 倉の内	530 - 2
田間 三丁目	50 -	7 田間 倉の内	531 - 1
田間 三丁目	50 -	8 田間 倉の内	531 - 2
田間 三丁目	50 -	9 田間 倉の内	532 - 2
田間 三丁目	50 -	10 田間 倉の内	531 - 3
		田間 倉の内	531 - 6
田間 三丁目	50 -	11 田間 倉の内	531 - 4
		田間 倉の内	531 - 5
田間 三丁目	50 -	12 田間 倉の内	530 - 1
田間 三丁目	50 -	13 田間 和の内	449 - 4
田間 三丁目	51 -	1 田間 倉の内	522 - 5
		田間 倉の内	522 - 12
田間 三丁目	51 -	2 田間 倉の内	523 - 1
		田間 倉の内	523 - 3
田間 三丁目	51 -	3 田間 倉の内	522 - 7
		田間 倉の内	522 - 8
		田間 倉の内	522 - 9
田間 三丁目	51 -	4 田間 倉の内	522 - 2
		田間 倉の内	523 - 2
田間 三丁目	51 -	5 田間 和の内	449 - 3
田間 三丁目	51 -	6 田間 倉の内	525 - 4
田間 三丁目	51 -	7 田間 倉の内	525 - 1
田間 三丁目	51 -	8 田間 倉の内	526
田間 三丁目	51 -	9 田間 和の内	449 - 2
田間 三丁目	51 -	10 田間 倉の内	522 - 3
田間 三丁目	51 -	11 田間 倉の内	522 - 4
田間 三丁目	51 -	12 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	51 -	13 田間 倉の内	522 - 11
田間 三丁目	51 -	14 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	51 -	15 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	51 -	16 田間 倉の内	522 - 6
田間 三丁目	51 -	17 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	51 -	18 田間 倉の内	522 - 10
田間 三丁目	51 -	19 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	52 -	1 田間 倉の内	566 - 1
		田間 倉の内	566 - 2
		田間 倉の内	567 - 2
田間 三丁目	52 -	2 田間 倉の内	565 - 2
田間 三丁目	52 -	3 田間 倉の内	567 - 4
		田間 倉の内	567 - 5
田間 三丁目	52 -	4 田間 倉の内	569 - 14
田間 三丁目	52 -	5 田間 倉の内	569 - 10

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 三丁目	52 -	6 田間 倉の内	569 - 2
田間 三丁目	52 -	7 田間 倉の内	569 - 4
		田間 倉の内	569 - 5
		田間 倉の内	569 - 6
		田間 倉の内	569 - 13
田間 三丁目	52 -	8 田間 倉の内	570
田間 三丁目	52 -	9 田間 倉の内	571
田間 三丁目	52 -	10 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	52 -	11 田間 倉の内	569 - 3
		田間 倉の内	569 - 7
田間 三丁目	52 -	12 田間 倉の内	569 - 8
田間 三丁目	52 -	13 田間 倉の内	569 - 9
田間 三丁目	52 -	14 田間 倉の内	569 - 1
田間 三丁目	52 -	15 田間 倉の内	567 - 3
田間 三丁目	52 -	16 田間 倉の内	565 - 1
田間 三丁目	52 -	17 田間 倉の内	565 - 3
田間 三丁目	52 -	18 田間 倉の内	567 - 1
田間 三丁目	52 -	19 田間 倉の内	569 - 11
田間 三丁目	52 -	20 田間 倉の内	569 - 12
田間 三丁目	53 -	1 田間 倉の内	563 - 1
田間 三丁目	53 -	2 田間 倉の内	540 - 4
田間 三丁目	53 -	3 田間 和の内	463
田間 三丁目	53 -	4 田間 倉の内	563 - 2
		田間 倉の内	563 - 3
田間 三丁目	53 -	5 田間 倉の内	564 - 2
		田間 倉の内	564 - 3
田間 三丁目	53 -	6 田間 倉の内	534 - 3
		田間 倉の内	534 - 4
		田間 倉の内	534 - 7
田間 三丁目	53 -	7 田間 倉の内	533 - 2
		田間 倉の内	534 - 1
		田間 倉の内	534 - 2
田間 三丁目	53 -	8 田間 倉の内	532 - 3
田間 三丁目	53 -	9 田間 倉の内	533 - 1
田間 三丁目	53 -	10 田間 倉の内	533 - 3
田間 三丁目	53 -	11 田間 倉の内	534 - 5
		田間 倉の内	534 - 6
		田間 倉の内	535 - 1
田間 三丁目	53 -	12 田間 倉の内	564 - 4
田間 三丁目	54 -	1 田間 倉の内	538 - 17
田間 三丁目	54 -	2 田間 倉の内	538 - 15
田間 三丁目	54 -	3 田間 倉の内	538 - 11
田間 三丁目	54 -	4 田間 倉の内	538 - 1
田間 三丁目	54 -	5 田間 倉の内	561 - 2
田間 三丁目	54 -	6 田間 倉の内	560 - 2
		田間 倉の内	561 - 1
田間 三丁目	54 -	7 田間 倉の内	560 - 1
田間 三丁目	54 -	8 田間 倉の内	559 - 2
田間 三丁目	54 -	9 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	10 田間 倉の内	580 - 2
田間 三丁目	54 -	11 田間 倉の内	580 - 1
田間 三丁目	54 -	12 田間 倉の内	561 - 3
		田間 倉の内	562 - 1
田間 三丁目	54 -	13 田間 倉の内	562 - 2
田間 三丁目	54 -	14 田間 倉の内	562 - 3
田間 三丁目	54 -	15 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	16 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	17 田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	54 -	18 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	19 田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	54 -	20 田間 倉の内	538 - 30
田間 三丁目	54 -	21 田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	54 -	22 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	23 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	24 田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	54 -	25 田間 倉の内	538 - 13
田間 三丁目	54 -	26 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	54 -	27 田間 倉の内	538 - 10
田間 三丁目	54 -	28 法96条1項による保留地	
田間 三丁目	55 -	1 田間 倉の内	556

新		旧	
町名	地番	町名	地番
田間 三丁目	173	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	174	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	175	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	176	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	177	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	178	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	179	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	180	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	181	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	182	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	183	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	184	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	185	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	186	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	187	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	188	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	189	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	190	法105条3項により所有権帰属	
田間 三丁目	191	法105条3項により所有権帰属	

東金市田間土地区画整理組合

定 款

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	費用の分担
第 3 章	役員
第 4 章	総会の会議及び議事
第 5 章	総代及び総代会
第 6 章	会計
第 7 章	評価
第 8 章	従前の宅地の地積の決定
第 9 章	換地処分
第10章	清算
第11章	雑則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款は、健全な市街地の造成を図り、公共の福祉を増進することを目的として土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第2項の規定により、この土地区画整理組合(以下「組合」という。)が施行する土地区画整理事業(以下「事業」という。)の施行のため必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、東金市田間土地区画整理組合という。

(施行地区)

第3条 この組合の施行地区に含まれる地域の名称は次のとおりである。

東金市田間字新町、末無、白打、和の内、倉 の内、地徳、北壇所、我慢、殿田、新宿、蔵の下、勾当、六ツ嶋の各一部東金市田間字輪之内の全部の区域。

(事業の範囲)

第4条 この組合は、事業計画及びこの定款の定めるところにより、次に掲げる事業を行なう。

- 一 宅地の利用の増進を図るために行なう土地の区画形質の変更
- 二 公共施設の整備改善を図るために行なう公共施設の新設又は変更
- 三 前2号の事業の施行のため若しくは土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、移転、管理及び処分
- 四 前3号の事業に伴う地区外工事に対する費用の負担の全部又は一部

(事務所の所在地)

第5条 この組合の事務所は、東金市田間 2171 番地(東金市東金 909 番地 1)(東金市田間 46 番地 8)に置く。

第2章 費用の分担

(収入金)

第6条 この組合の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てる。

- 一 第9条の規定による保留地の処分金
- 二 法第120条第1項の規定による公共施設管理者負担金
- 三 市助成金
- 四 諸収入
- 五 賦課金

(賦課金)

第7条 前条第5号の賦課金の額及び賦課徴収の方法は、総会の決議に基づき定める。

(過怠金及び督促手数料)

第8条 前条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて年利率10.75パーセントの割合の過怠金を徴収し、督促をした場合には督促1回ごとに、督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下の督促手数料を徴収する。

(保留地)

第9条 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。

- 2 保留地は、総代会の同意を得て、理事が定める。
- 3 保留地は、別に総代会の議決を経て定める保留地処分規定に基づいて処分する。
- 4 理事は、換地処分の前においても、保留地となるべき土地を前項の規定に準じて処分することができる。

第3章 役員

(役員の数)

第10条 この組合の役員の数、理事8(15)人、監事3人とする。

(役員の任期)

第11条 理事及び監事の任期は、5年とし、就任の日から起算する。但し、第30条又は第32条の規定により当選したものについては、前任者の残任期間とする。

- 2 理事又は監事は、その任期が終了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。

(理事の職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、その過半数の決議により業務を執行する。但し、総代会の同意を得て定める処務規程に定める軽易な事項については、理事長が専決する。

(理事長及び副理事長)

第13条 理事は、理事長1人、副理事長1(2)人を互選するものとする。

- 2 理事長は、組合を代表し、処務規程及び理事会の決定に従い、業務を処理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときは、理事長を代理する。
- 4 副理事長の代理の順序は、予め理事長がこれを定める。
- 5 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、理事の互選により、速やかに補充するものとする。

(監事の職務)

第14条 監事は、毎事業年度少なくとも1回、この組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会又は総代会並びに理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の規定により組合の業務の執行及び財産の状況を監査するため、予め監査要綱を総代会の同意を得て定める。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第15条 理事(最初の役員を選挙する場合においては、組合設立認可を受けた者。以下本章において同じ。)は、役員選挙の選挙管理者となり、選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、出席した組合員のうちから2人を総会で選任する。

(役員(の)被選挙権)

第16条 次に掲げる者は、役員(の)被選挙権を有しない。

- 一 法人
- 二 年齢25歳未満の者
- 三 禁治産者又は準禁治産者
- 四 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(役員(の)選挙)

第17条 役員は、組合員のうちから総会で投票により選挙するものとする。

2 前項の選挙は、総会出席者の過半数の同意があったときは、投票によらないことができる。この場合においては、総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定するものとする。

3 第28条及び第29条の規定は、前項の場合に準用する。

(選挙人)

第18条 役員(の)選挙又は選任(以下本章において、単に「選挙」という。)は、組合員又はその代理人が行なう。

2 組合員は、前項の規定にかかわらず、書面をもって役員(の)選挙を行なうことができる。

3 前項の規定により書面をもって選挙する場合には、役員(の)選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、署名捺印の上封かんし、投票開始の日時前までに、選挙管理者に提出しなければならない。

(役員(の)総選挙の時期)

第19条 役員(の)総選挙は、その任期満了の日前30日から5日までの間に行なう。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

(選挙の通知及び公告)

第20条 選挙管理者は、役員(の)選挙を行なう総会の招集の通知に、投票開始の日時並びに選挙すべき理事及び監事の数を記載しなければならない。

2 前項の通知をする場合には、選挙管理者は、その通知と同時にその旨を公告しなければならない。

(選挙の開始)

第21条 役員(の)選挙は、組合員の半数以上が出席しなければ行なうことができない。但し、総会を再度招集してもなお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の5分の2以上の出席者をもって選挙することができる。

(投票)

第22条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員(の)氏名を自書し、これを投票しなければならない。但し、第20条の規定により通知した投票開始の時刻(投票開始の時刻を繰り下げたときは、その時刻)に総会に出席していない者は、投票することができない。

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、投票はその法人の指定するものを行なわなければならない。

3 選挙管理者は、必要と認める場合には、総会の同意を得て、第1項但し書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。

4 投票は、理事と監事に分けて行なう。

5 1投票用紙に記載する役員(の)数は、1人とする。

(投票の拒否)

第23条 投票の拒否は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。

(開票)

第24条 選挙管理者は、投票終了後直ちに選挙立会人の立会のもとに、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定に当っては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば、有効とする。

3 第18条2項の規定により書面をもって役員(の)選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条第二号以下の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意思が明らかであれば、有効とする。

(投票の無効)

第25条 次の各号の1に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用しないもの
- 二 選挙すべき理事又は監事の氏名の外、他のことを記載したもの。但し、職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 三 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 四 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
- 五 選挙すべき理事又は監事の何人であるかを確認しがたいもの
- 六 1投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの
- 七 選挙が補欠選挙である場合においては、現に理事又は監事である者の氏名を記載したもの

2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称、又は名称の一部を含む。以下本項において同じ。)の被選挙人が2人以上である場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第五号の規定にかかわらず、有効とする。

3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効投票数に応じて按分し、それぞれ、これに加えるものとする。

(当選人の決定)

第26条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。但し、有効投票の総数を、選挙すべき理事又は監事の定数で除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3 理事と監事の選挙が同時に行なわれた場合において、理事と監事の双方に当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
- 4 前項の場合において、第 28 条第 2 項の期間中にいずれか一方の当選を辞退する旨の申し出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定める。

(選挙録)

- 第 27 条 選挙管理者は選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。
- 2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに、当該役員の任期期間保存しなければならない。
 - 3 第 17 条第 2 項の規定により役員となるべき者を決定したときの選挙録は、その総会の議事録をもって代えることができる。

(当選の確定)

- 第 28 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人の氏名、住所及び得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。
- 2 当選人が前項の公告があった日から 7 日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申し出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(役員 の 就 任)

- 第 29 条 選挙管理者は、前条第 2 項の期間の満了の日の翌日、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。
- 2 当選人は、前項の公告があった日に、役員に就任するものとする。
 - 3 第 1 項の公告のときが現在の役員の任期満了前であるときは、前項の規定にかかわらず、当選人は、第 31 条及び第 32 条の選挙を除く外、現在の役員の任期満了のときに就任するものとする。

(繰上げ補充)

- 第 30 条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後 6 ヶ月以内に理事又は監事に欠員が生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち得票数が多い者から順次当選人を定めなければならない。その場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 2 第 26 条第 1 項但し書き及び前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(再選挙)

- 第 31 条 次に掲げる場合には、再選挙を行わなければならない。
- 一 当選人がいなくなるとき
 - 二 当選人がなくなるとき
 - 三 選挙人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しないとき
 - 四 第 30 条の規定により当選人を補充しても、なお理事 5 人又は監事 2 人に達しなくなったとき

(補欠選挙)

- 第 32 条 理事又は監事に欠員が生じた場合において、第 30 条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により当選人を定めても、なお在職の数が理事 6 人又は監事 2 人に達しない(欠員の数が理事 2(5)人監事 1 人以上の)ときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 2 前項の事由が理事(理事又は監事)の任期満了前 6 ヶ月以内に生じたときは、補欠選挙は行なわない。但し、理事の数が 5 人(在職者の数が理事 5 人又は監事 2 人)に達しなくなったときは、この限りではない。

(役員 の 失 職)

- 第 33 条 理事及び監事は、被選挙権を失ったとき又は解任が確定したときは、その職を失う。

第 4 章 総会の会議及び議事

(総会の会議及び議事の特例)

- 第 34 条 総会を再度招集してもなお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の 5 分の 2 以上の出席により開会し、その議事は出席した組合員の過半数で決することができる。但し、法第 34 条第 2 項の規定による総会の議事については、この限りではない。

第 5 章 総会及び総代会

(総代会)

- 第 35 条 この組合に、総会に代わってその権限を行うべき総代会を設ける。

(総代の定数)

- 第 36 条 総代の定数は、55 人とし、組合員が組合員のうちから選挙する。

(総代の任期)

- 第 37 条 総代の任期は 5 年とし、就任の日から起算する。但し、第 57 条又は第 59 条の規定によって当選した者については、前任者の残任期間とする。
- 2 前条に規定する定数に異動が生じたため、あらたに選挙された総代の任期は、すでに選挙されている総代の任期満了の日までとする。

(選挙管理者及び選挙立会人)

- 第 38 条 理事は、総代の選挙の選挙管理者となり、選挙に関する事務を管理する。
- 2 選挙管理者は、組合員のうちから 2 人を選挙立会人として選任しなければならない。

(総代の被選挙権)

第39条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者又は準禁治産者
- 三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙人)

第40条 総代の選挙は、確定選挙人名簿に記載された者又はその代理人が行う。

- 2 確定選挙人名簿に記載された者は、前項の規定にかかわらず、書面をもって総代の選挙を行うことができる。
- 3 前項の規定により書面をもって選挙する場合には、総代に選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、署名捺印の上封かんし、投票開始の日時前までに、選挙管理者に提出しなければならない。

(総代の選挙の公告)

第41条 選挙管理者は、総代の選挙を行う場合は、予め選挙期日、選挙場、投票の時間及び開票の日時を定め、選挙期日の少なくとも30日前にこれらの事項を公告しなければならない。

(選挙人名簿)

第42条 選挙管理者は、選挙期日前30日現在における選挙人の氏名及び住所(法人にあたっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第43条 選挙管理者は、総代選挙期日前20日から5日間、その指定した場所において、前項の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。

- 2 選挙管理者は、前項の縦覧場所及び日時を、選挙人名簿の縦覧開始の日の少なくとも3日前までに公告しなければならない。

(異議の申出)

第44条 組合員は、前条第1項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載もれ又は誤りがあると認めるときは、その縦覧期間内に文書で選挙管理者に異議の申出をすることができる。但し、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

- 2 選挙管理者は、前項の申出を受けた場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人及び関係人に通知しなければならない。但し、前項但し書きの規定により文書によらない申出については、その通知を省略することができる。

(選挙人名簿の確定)

第45条 選挙管理者は、第43条第1項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかったとき、又は前条第1項の規定による異議について決定したときは、選挙期日の少なくとも10日前に、その旨を公告しなければならない。

- 2 選挙人名簿は、前項の公告があった日において確定するものとする。

(選挙すべき総代の数の公告)

第46条 選挙管理者は、前条第2項の規定により選挙人名簿が確定したときは、当該選挙において選挙すべき総代の数を公告しなければならない。

- 2 前項の公告は、選挙期日の10日前までにするものとする。

(立候補制)

第47条 総代は候補者の立候補の届出のあったものの中から選挙する。

- 2 第45条の選挙人名簿に記載された選挙人は第46条の規定による総代の数が公告があった日から5日以内に立候補届を選挙管理者に提出して候補者となり、または他の選挙人を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て立候補者推薦届を選挙管理者に提出してその選挙人を候補者としてすることができる。

- 3 選挙管理者は前項の期日を経過した日において、同項の規定により届出のあった候補者の氏名及び住所を公告しなければならない。

(投票を行わない場合)

第48条 前条第2項の規定により届出のあった候補者の数が第46条の規定による総代の数を超えないとき、またはこえなくなったときは投票を行わないものとし、選挙管理者はただちにその旨を公告しなければならない。

(選挙場の秩序の維持)

第49条 選挙場において、演説又は討論をし、若しくは騒ぎ、又は投票に関して協議若しくは勧誘し、その他の選挙場の秩序を乱す者がある場合においては、選挙管理者はこれを制止し、その指示に従わないときは、選挙場外に退出させることができる。

(投票)

第50条 総代の選挙は、選挙管理者の指定する投票用紙を用い、無記名投票によって行うものとする。

- 2 選挙人は、選挙の当日選挙場において、確定選挙人名簿(又はその抄本)との対照を経て、第47条第3項により公告された候補者(以下「被選挙人」という。)1人の氏名を投票用紙に自書し、これを投票しなければならない。

- 3 前項の場合において、選挙人が法人であるときは、投票はその法人の指定するものが行わなければならない。

(投票のできない者)

第51条 確定選挙人名簿に記載されていない者、確定選挙人名簿に記載された者であっても確定選挙人名簿に記載されることができない者及び選挙当日選挙権を有しない者は、投票することができない。

- 2 前項の場合において、投票の拒否は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて定めなければならない。

(退出させられた者の投票)

第52条 第49条の規定により選挙場外に退出されたため、投票をすることができなかった者は、最後になって投票をすることができる。但し、選挙管理者は、選挙場の秩序を乱すおそれがないと認めた場合においては、投票をさせることを妨げない。

(開票)

第53条 選挙管理者は、投票終了後直ちに選挙立会人の立会のもとに、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定に当たっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば、有効とする。

3 第40条第2項の規定により書面をもって総代の選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条第二号以下の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意思が明らかであれば、有効とする。

4 選挙人は、選挙場における開票の参観を求めることができる。

(投票の無効)

第54条 次の各号の1に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの。
- 二 被選挙権のない者の氏名(法人の名称を含む。以下本条において同じ。)を記載したもの。
- 三 被選挙人の氏名の外、他のことを記載したもの。但し、職業、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りではない。
- 四 1 投票用紙に2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- 五 被選挙人の氏名を自書しないもの。
- 六 被選挙人の何人を記載したかを確認しがたいもの。
- 七 選挙が補欠選挙である場合においては、現に総代である者の氏名を記載したもの。

2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称を含む。以下本項において同じ。)の被選挙人が2人以上である場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第六号の規定にかかわらず、有効とする。

3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効得票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第55条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。但し、有効投票数の総数を選挙すべき総代の定数で除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

(当選人の確定及び就任)

第56条 前条の規定により当選人を定めた場合においては、選挙管理者は、直ちに当選人の氏名、住所(法人にあってはその名称及び所在地)及びその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

2 当選人が、前項の公告があった日から7日以内に、当選を辞退する旨の申し出をしないときは、当選を承知したものとみなす。

3 選挙管理者は、前項の期間満了の日の翌日、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

4 当選人は、前項の公告があった日に、総代に就任するものとする。

(繰り上げ補充)

第57条 選挙管理者は、当選人の数がその選挙における総代の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後6ヶ月以内に総代に欠員を生じたときは、総代とならなかった者のうち得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

2 第55条第1項但し書及び前条の規定は、前項の場合に準用する

(再選挙)

第58条 次の各号に掲げる場合には、再選挙を行わなければならない。

- 一 当選人がないとき
- 二 当選人がなくなったとき
- 三 当選人の数が、総代の定数に達しないとき
- 四 前条の規定により当選人を補充しても、なお総代の定数が50人に達しなくなったとき。

(補欠選挙)

第59条 総代に欠員を生じた場合において、第57条の規定により当選人を定めることができず、又は同上の規定により当選人を定めても、なお総代の数が50人に達しないときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(総代の失職)

第60条 総代は、被選挙権を失ったとき、解任が確定したとき、又は組合員でなくなったときは、その職を失う。

(準用規定)

第61条 第19条の規定は総代の選挙の時期について、第27条第1項及び第2項の規定は総代の選挙録について、及び第34条の規定は総代会の会議及び議事録について準用する。

第6章 会 計

(経費の支出予算)

第62条 理事は、毎事業年度の経費の収支予算を作成し、当該事業年度前に総代会の議決を経なければならない。但し、初年度においては、この組合の成立後遅滞なく、総会の議決を経なければならない。

(工事の施行)

第63条 この組合の工事は、理事会にはかり、直営又は請負に付することができる。

2 理事又は監事は、工事の請負をすることができない。

- 3 理事又は監事が、法人の無限責任社員、取締役、監査役、支配人又はこれらに準ずるものである場合には、その法人は、工事の請負をすることができない。

(工事の請負及び物品の購入)

第64条 工事の請負又は物品の購入は、原則として、競争入札の方法によらなければならない。但し、急施を要する場合は軽易なもの、若しくは随意契約によることが組合にとって有利であると認められるときは、理事会の決定により、随意契約によることができる。

- 2 理事は、工事を請負に付する場合には、予め総代会の同意を得て定める工事請負規定によるものとする。

(金銭の預け入れ)

第65条 理事は、この組合の金銭を総代会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産等の処分)

第66条 理事は、事務所、工作物その他の物件及び購入資材等の組合の財産の保管を明らかにするとともに、これらの財産が不要に帰したときは、予め総代会の同意を得て、原則として公開抽選の方法により処分しなければならない。但し、固定資産以外のものは、理事会の決定により随意契約によることができる。

- 2 この組合が解散した後における残余財産の処分については、前項の規定を準用する。

(事業年度及び経理)

第67条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 理事は、この組合の会計を、予め総代会の同意を得て定める会計規定により処理するものとする。

第7章 評 価

(評価員)

第68条 理事は、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人を総代会の同意を得て、評価員に選任する。

- 2 理事及び監事は、評価員を兼ねることができない。

(宅地の評定価額)

第69条 従前の宅地及び換地の評定価額は、理事が評価員の意見を聞き、総代会の決議を経て定める。

(権利の評価)

第70条 所有権以外の権利(地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下本条及び第10章において同じ。)が存する宅地については、前条により定めた従前の宅地又は換地の評定価額を、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに配分するものとし、その割合は、理事が評価員の意見を聞き、総代会の決議を経て定める。

第8章 従前の宅地の地積の決定

(基準地積の決定)

第71条 換地計画において、換地を定めるための基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、法第21条第3項の規定による組合設立認可公告のあった日(以下「基準日」という。)現在の土地登記簿上の地積とし、基準日現在において登記されていない宅地については、組合が実測して査定した地積とする。

(基準地積の更正等)

第72条 宅地の所有者又は所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下次条において同じ。)を有する者は、前条の地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から60日以内に、実測図[土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に基づく土地家屋調査士及び測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士が実測して、境界について隣地所有者の確認書のあるもの。]を添えて組合に地積の更正を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請があったときは、申請人又は申請人及び関係土地所有者の立会を求めて、当該申請に係る宅地の実績地積を査定して、その基準地積を更正しなければならない。

- 3 理事は、前条の基準地積が明らかに事実と相違すると認める宅地及び特に地積について実測する必要があると認める宅地について、その宅地の所有者及びその宅地に隣接する土地の所有者の立会を求めて、その宅地の地積を実測して、その基準地積を更正することができる。

- 4 理事は、適当と認める区域について実測した宅地の地積と、その区域内に宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、その差異に係る地積をその区域内の宅地各筆(前条並びに前2項の規定による実測の結果、基準地積が定まった宅地を除く。)の基準地価に按分して、宅地各筆の基準地価を更正しなければならない。

- 5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地価を分割後の各筆に登記された地積に按分した地積とする。但し、分割後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で按分した地積とすることができる。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第73条 換地計画において、換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記のしてある地積(以下「登記地積」という。)、又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積。以下[「申告地積」という。])とする。但し、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、理事がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

第9章 換地処分

(換地設計の基準)

第74条 この組合の換地設計は、理事が予め総代会の同意を得て定める換地規定に基づき、前3条の規定による従前の宅地及び従前の宅地について存する所有権以外の権利部分の基準地積を基準として行なう。

(換地処分の時期の特例)

第75条 この組合の換地処分は、法第77条の規定による建築物等の移転及び除却が完了した場合においては、その他の工事が完了しない前においても、法第103条第2項但し書の規定により行なうことができる。

第10章 清算

(清算金の決定)

第76条 換地計画において定める清算金の額は、換地の評定価額の総額を従前の宅地の評定価額の総額で除した比率を、従前の宅地の評定価額(又は、従前の宅地の所有権の価額並びに所有権以外の権利の価額)に乗じて得た額と、当該宅地に対する換地の評定価額(又はその換地の所有権の価額並びに所有権以外の権利の価額)との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第77条 換地計画において、換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の部分を定めなくて、金銭で清算する場合における清算金の額は、前条に準じて定める。

(清算金及び仮清算金の徴収又は交付)

第78条 組合は、前2条の規定による清算金を徴収し又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の10日前に納入通知書又は交付通知書を送付するものとする。

2 仮換地を指定した日以後、仮清算金を徴収し又は交付する場合においては、清算金を徴収し又は交付する方法を準用する。但し、滞納処分については、この限りではない。

(清算金の相殺)

第79条 宅地又は宅地について存する権利について清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第80条 清算金として徴収すべき金額が1人につき5万円以上、且つ納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申し出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき金額が1人について5万円以上のときは、その清算金を分割交付することができる。

2 前項の規定により分割徴収し又は分割交付する場合には、分割納付を希望する旨申出をした者又は分割交付すべき者に対し、その清算すべき金額、毎回の徴収し又は交付すべき額、毎回の徴収又は交付の期限、及び徴収又は交付を完了すべき期限を指定する。

3 第1項の規定により分割徴収し又は分割交付する場合における徴収又は交付を完了すべき期限は、第1回を徴収し又は交付すべき期限の翌日から起算して、清算金の額に応じて、次の区分によるものとする。

清算徴収金又は 清算交付金の総額	分割徴収又は 分割交付すべき期限	回数
5万円以上 10万円未満	6ヶ月以内	1回
10万円以上 20万円未満	1年以内	2回
20万円以上 30万円未満	2年以内	4回
30万円以上 50万円未満	2年6ヶ月以内	5回
50万円以上	3年以内	6回

4 第1項の規定により分割徴収し又は分割交付する場合における毎回の徴収又は交付すべき額は、利子を合わせて毎回均等とし、第2回以後の徴収又は交付すべき期限は、前回の徴収又は交付すべき期限の翌日から起算して6ヶ月目とする。

5 前項の利子の年率は、年6パーセントとする。

6 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、清算金の分割送付を認められた者は、第2項の規定により指定された徴収を完了すべき期限前において、いつでも清算の残額の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

7 第1項の規定により分割徴収する場合において、清算の分割納付を認められた者が、納付すべき清算金を滞納したとき、その他の特別の事情があるときは、未納の清算金の全部又は一部につき、徴収すべき期限前において、いつでも徴収することができる。

8 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、組合が必要と認めるときは、交付期限前においても、清算金の額の全部又は一部を繰り上げて交付することができる。

(分納を希望する旨の申出)

第81条 清算金を納付すべき者が、分割納付を希望する場合には、法第103条第1項の換地処分の通知があった日から2週間以内に、分納を希望する旨を組合に申出なければならない。

(氏名又は住所変更の届出)

第82条 清算金の分割納付を認められた者又は分割交付を受ける者が、その氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

(延滞金及び督促手数料)

第83条 清算金を滞納した者に督促状を發した場合には、その滞納の日数に応じて年利率10.75パーセントの割合の滞納金を徴収し、督促した場合には督促1回ごとに、督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下の督促手数料を徴収する。

第 11 章 雑 則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第 84 条 法第 88 条第 2 項の規定による換地計画の縦覧の公告の日から、法第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告の日までの間は法第 85 条第 4 項の規定により、所有権以外の権利についての同条第 1 項の規定による申告又は同条第 3 項の規定による届出を受理しない。

2 第 20 条第 2 項の規定による役員選挙の公告の日からその選挙が終わる日まで、又は第 41 条の規定による総代選挙の公告の日から、その選挙が終わる日までの間は法第 85 条第 4 項の規定により、借地権について同条第 1 項の規定による申告又は同第 3 項の規定による届出を受理しない。

(所有権及び所有権以外の権利並びに建築物等の権利の変動の届出)

第 85 条 施行地区内の住宅の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動(土地の分筆、合筆、地目の変更及び地積の増減、又は建築物について登記の変更、分割及び建坪の増減を含む。)を生じたときは、当事者双方連署(権利者限りのものについては、その本人)して、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。但し、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付し、連署に代えることができる。

(代表者及び代理人の指定)

第 86 条 施行地区内の宅地について、所有権又は借地権をそれぞれ共有している者は、共有者のうちから予め代表者を指定し、組合にその旨を届け出なければならない。

2 施行地区内の宅地について権利を有する者で、本市内に居住しない者は、事業施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、本市内に居住する者のうちから代理人を指定することができる。

3 代表者又は代理人を変更し、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。

(公告の方法)

第 87 条 この組合の公告は、事務所の掲示場及び東金市役所内の掲示場に掲示してするものとする。

(給与)

第 88 条 この組合の役員、評価員及び総代については、総代会の同意を得て定める基準により、報酬、旅費及び手当を支給することができる。

(規則への委任)

第 89 条 この定款に規定するものの外、事業の施行に必要な事項は、細則をもって理事が定める。

定款変更箇所：()

東金市田間土地区画整理事業 事業計画（最終）

第1 土地区画整理事業の名称等

- (1) 土地区画整理事業の名称
東金市田間土地区画整理事業
- (2) 施行者の名称
東金市田間土地区画整理組合

第2 施行地区

- (1) 施行地区の位置
本地区は東金市のほぼ中心部にあり、J R 東金線東金駅から北東約 500 m に位置し、南東側を国道 126 号、南西側を市道、北西側を市道及び都市計画道路 3・5・7 千葉銚子線、北東側を都市計画道路 3・5・9 田間北之幸谷線に接し、地区内の一部を J R 東金線が通過する、面積 63.0ha の区域である。
- (2) 施行地区位置図
別添のとおり
- (3) 施行地区の区域
本地区に含まれる区域は、次のとおりである。
東金市大字田間字新町、末無、白打、和の内、倉の内、地徳、北檀所、我慢、殿田、新宿、蔵之下、勾当、六ッ嶋の各一部
東金市大字田間字輪之内の全部
- (4) 施行地区区域図
別添のとおり

第3 設計の概要

1.設計説明書

(1) 土地区画整理事業の目的

本地区はJR東金駅に近いことから、無秩序な宅地化が進んでいる。これらは放置すれば将来の市街地環境に与える影響が大きいと考えられ、計画的に将来あるべき市街地を形成していく必要がある。こうした観点にたち、本事業では計画的な土地利用を図り、一体的に宅地の造成と道路、公園等の公共施設を整備改善することにより、公共の福祉の増進に資することを目的とするものである。

(2) 施行地区内の土地の状況

(イ) 地区の性格

本地区は東金市の中心市街地に接し、小規模な宅地開発により、農地を介在した市街化が進行している。

(ロ) 地区内人口

地区内の現在の人口は、約1,400人、人口密度22人/haである。

(ハ) 土地利用状況

地区内の土地利用状況は、小規模な宅地開発、農地が混在しており、無秩序な宅地化が進行している。

用途別土地利用構成は、公共用地が約12%、農地（田、畑）が約68%、住宅地が約14%、その他が約6%である。

(ニ) 街路及び宅地の状況

地区内の主要な道路は土地改良によるものであるが、大部分の幅員が6m未満であり、未舗装が多い。これらに接道し、小規模な宅地開発が行われている。

宅地状況は民有地が約86.7%で、主として田、宅地が占めている。

なお、地区内には約360戸の建物があり比較的新しい住宅が多いが、建築物の高度化の傾向については特にみられない。

また、地区を東西に横断するJR東金線がある。

(ホ) 地 勢

本地区は北総台地の南に位置する沖積平野にあり、標高は6.5～9.5mであり、平坦な地形である。

(ヘ) 上水道

本地区は山武郡市広域水道企業団で運営されており、200～25mm管が埋設され、全戸に供給されている。

(ト) 下水道（雨水、汚水）

本地区は分流式で、東金市公共下水道区域として全域認可区域に含まれている。雨水は田間第一、中央幹線排水区に属し、U字溝及び水路を経て2級河川真亀川に流下している。また、汚水は地区内の一部を田間第一幹線が通過しているが、地区内各戸とは接続しておらず、浄化槽あるいは汲み取りにより処理されている。

(チ) ガス

ガス施設としては、現在天然ガスを活用した東金市営ガス及びプロパンガスにより供給されている。

(リ) 電気

電力の供給は東京電力株式会社により各戸に供給されている。

(ヌ) 学校等文教施設

地区内東部に市立第二保育所（敷地面積約0.2ha）がある。

(ル) 地価

地区内の平均価格（平成元年5月現在）は1㎡当たり56,000円と推定される。

(3) 設計の方針

(イ) 基本方針

本地区はJR東金線東金駅から北東約500mと駅に近く、市街化が活発化してきている。このため、良好な居住環境のもとに健全なコミュニティ形成がなされるべく、道路及び公園等の公共施設の整備を行い、良好な市街地形成を図ることを基本方針とする。

なお、本地区は住宅地に相応した環境の保全と、幹線道路等沿道部には沿道業務及び生活利便施設の立地を誘導し、健全な市街地の整備を図る。さらに地区中央部には近隣公園（約1.0ha）また、JR東金線と都市計画道路3・4・3東金国道126号線との立体交差部付近に、雨水の洪水調節を目的とした調整池（約0.55ha）を計画する。

本地区の将来人口密度は1ha当たり70人とし、計画人口は、70人/ha×63.00ha＝4,410人を予定している。

(ロ) 道路

本地区及び周辺住宅地の発生交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・4・3東金国道126号線を幅員23m（3.5-7.0-2.0-7.0-3.5）へ拡幅、及び都市計画道路3・5・7千葉銚子線幅員12m（1.5-9.0-1.5）の田間中央線取り付け部分、さらに都市計画道路3・5・9田間北之幸谷線幅員12m（2.5-7.0-2.5）の田間中央線取り付け部を整備する。

歩行者専用道路については、都市計画道路及び地区内の主要な道路への連絡箇所を整備し、安全で快適な歩行空間を確保する。

地区周辺の都市計画道路（3路線）を基幹とし、幅員14.0m～4.0mの区画道路を配置する。また歩行者の安全を考慮し、幅員8.0m～14.0mの道路は歩車道の区別をするとともに、極力通過交通を排除する形態にする。

なお歩行者の利便性を考慮し、幅員4mの歩行者専用道路を適宜配置する。

(ハ) 排水施設

本地区は東金市公共下水道事業により分流式で雨水、汚水排水施設を整備する。

雨水排水は、田間第1排水区については調整池を経て北之幸谷1号排水路へ、中央幹線排水区については中央幹線へ放流する。排水方式については、側溝、開渠、ボックスカルバートを布設する。

汚水排水は、計画処理人口4,410人、1人1日最大汚水量620ℓ/人・日とし、汚水管を布設する。汚水管は地区内の一部に田間第一幹線(φ500mm、φ600mm)を布設するが、その他はφ250mmの管を布設する。

(二) 公園

地区中央に近隣公園(約1.0ha)を本地区の中心的な公園として位置づける。街区公園については誘致距離等を考慮し、4箇所(約0.9ha)を適宜配置する。

(4) 整理施行前後の地積

(イ) 土地の種目別施行前後対照表

種 目			施 行 前			施 行 後		備 考
			地積(m ²)	割合(%)	筆数	地積(m ²)	割合(%)	
公 共 用 地	国 有 地	道路	—	—	—	—	—	—
		水路	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	道路	44,772.23	7.11	—	138,143.88	21.93	東金市62筆
		水路	33,898.44	5.38	—	5,517.33	0.88	(施行前) 東金市21筆 (施行後) 調整池
		公園	—	—	—	19,086.20	3.03	—
		計	78,670.67	12.49	—	162,747.41	22.81	—
合 計		78,670.67	12.49	—	162,747.41	22.81	—	
宅 地	民 有 地	田	358,532.66	56.91	784	390,939.53	62.05	土地区画整理法 第95条該当地5筆 2,441.01m ² 含む
		畑	14,833.85	2.35	59			
		宅 地	141,843.96	22.51	732			
		公衆用 道 路	12,568.28	1.99	186			
		雑種地	20,379.81	3.23	106			
		学 校 用 地	1,685.00	0.00	1			
		計	548,158.56	86.99	1,867			
	国 有 地	普 通 財 産	472.72	0.08	2	—	—	大蔵省
		計	472.72	0.08	2			
	合 計		548,631.28	87.07	1,869	390,939.53	62.05	—
保 留 地			—	—	—	76,310.55	12.11	—
測 量 増			81,381.39	12.92	—	—	—	—
総 計			630,012.67	100.00	—	630,012.67	96.97	小数第三位以下切捨ての為 (△15.18m ²)

(ロ) 減歩率計算表

整理前 宅地地積 (台帳地積)	同更正地積 (測量増減 を加減した もの)	整理後宅地地積		差引減歩地積		減歩率	
		保留地を 含めた 宅地地積	保留地を 除いた 宅地地積	公共減歩 地積	公共保留地 を合算した 減歩地積	公共 減歩率	公共保留 地合算 減歩率
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%
548,631.28	630,012.67	467,250.08	390,939.53	162,747.41	239,057.96	25.83	37.95

(5) 保留地予定地積

保留地の予定地積
76,310.55 m ²

(6) 公共施設整備改善の方針

(イ) 都市計画との関係

① 地域と地区

用途地域は、東金都市計画により、平成8年4月1日付、東金市告示第11号により第1種低層住宅専用地域（建ぺい率50%、容積率100%）及び一部第1種住居地域、準住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）に指定されている。

② 都市計画道路

当地区北側の一部を都市計画道路3・5・7千葉銚子線（幅員12m）が通っている。また、地区南側を東西に通る都市計画道路3・4・3東金国道126号線は幅員20mから幅員23mに拡幅する計画であり、公共施設管理者負担金を受ける予定である。

③ 公園・緑地

公園は、平成7年3月3日付東金市告示第8号により近隣公園が1ヶ所、街区公園が4ヶ所都市計画決定されている。都市計画決定された緑地はない。

④ 公共下水道

当施行地区は、東金都市計画により昭和61年1月16日付、東金市告示第1号により、東金市第1号公共下水道区域の一部に指定されている。

(ロ) 土地区画整理の設計

都市計画決定されているもの以外の道路、公園、排水路等については、「設計の概要」の「設計の方針」について述べた通りである。

公共施設別調書- 1

区分	名称	道路種別	形状寸法			整備計画	摘要
			幅員(m)	延長(m)	面積(m ²)		
道 区 画 道 路	3・5・7号 千葉銚子線	◇	1.0	55.40	40.91	アスファルト舗装	
	小計			55.40	40.91		
	幅員14.0m			1,055.35	15,401.74	「2.5-9.0-2.5」 アスファルト舗装 U型側溝、ガードパイプ	
	幅員 10.0m			847.76	8,692.83	「1.5-7.0-1.5」 アスファルト舗装 U型側溝、ガードパイプ	
	幅員 9.0m			1,253.70	11,406.12	「1.5-6.0-1.5」 アスファルト舗装 U型側溝、ガードパイプ	
	幅員 8.0m			48.20	393.89	アスファルト舗装 U型側溝	
	幅員 7.5m			353.36	2,658.57	「1.5-6.0」 アスファルト舗装 U型側溝、ガードパイプ	片側歩道
	幅員 7.2m			250.91	1,823.69	アスファルト舗装 U型側溝	
	幅員 6.0m			13,211.49	80,457.47	〃	
	幅員 5.5m～6.0m			152.45	868.49	アスファルト舗装 U型側溝	
	幅員 5.3m～6.0m			157.95	902.07	〃	
	幅員 5.0m～6.0m			443.14	2,617.70	〃	
	幅員 5.0m			614.81	3,115.11	〃	
	幅員 4.7m			948.13	4,553.49	〃	
	幅員4.5m			148.21	679.77	アスファルト舗装 U型側溝	
	幅員4.0m			210.43	861.07	〃	
	幅員 0m～1.4m			545.70	451.80	〃	3・4・3東金 国道 126号線の拡幅
	幅員1.5m			55.36	135.92	アスファルト舗装 U型側溝、ガードパイプ	3・5・7千葉銚子 線の拡幅
	幅員 0m～3.0m			208.20	453.94	〃	3・5・9田間北之 幸谷線の拡幅
	小計			20,505.15	135,473.67		
計			20,560.55	135,514.58			

公共施設別調書- 2

区分	名称	道路種別	形状寸法			整備計画	摘要
			幅員 (m)	延長 (m)	面積 (㎡)		
道路	特殊道路	幅員 5.0m		92.73	463.93		
		幅員 4.0m		541.17	2165.37		
		小計		633.90	2,629.30		
公園	3・3・4 田間中央公園				10,027.42	遊戯施設は別途事業	
	2・2・24 新町公園				2,000.00	〃	
	2・2・25 宮之下公園				2,400.01	〃	
	2・2・26 倉の内公園				2,400.00	〃	
	2・2・23 末無公園				2,258.77	〃	
	小計				19,086.20		
水路	水路				5,517.33		調整池(5,514.94㎡)、水路(2.39㎡)
	小計				5,517.33		
合計					162,747.41		

(7) 土地区画整理法第2条第2項に規定する事業の概要

事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な公益施設は次のとおりである。

(イ) 上水道

計画給水人口 4,410 人、1 人 1 日最大給水量 440 ㍓として各道路に φ75 mm～φ300 mmの上水道管を布設する。

(ロ) 下水道

東金市公共下水道事業により下水道整備を行う。

(ハ) ガス

東金市営ガスにより、地区全域に供給を行う。

2. 設 計 図

別添のとおり

第4 事業施行期間

自 平成 2年6月 1日 (組合設立認可の公告の日)
至 平成31年3月31日

第5 資金計画

1. 収 入

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
市助成金	992,650	
保留地処分金	7,399,510	76,310.55 m ² × 96,966 円/m ²
公共施設管理者負担金 (県)	216,639	3・4・3東金国道126号線
公共施設管理者負担金 (市)	70,080	街区公園 (宮之下公園)
賦課金	783,200	
諸収入	239,921	連帯保証人特別負担金24,000千円, 金融機関債権放棄140,000千円含む
合 計	9,702,000	

他事業施行分

(単位：千円)

事業名称	事業費	摘要
3・4・3 東金国道126号線の拡幅工事	2,000,000	千葉県
東金市公共下水道事業	2,300,000	東金市
公園整備事業	160,750	東金市
3・5・9 田間北之幸谷線 整備事業	32,211	東金市
田間地区雨水管渠布設工事	172,000	東金市
耐震性貯水槽設置工事	36,000	東金市
合計	4,700,961	

2 支 出

(単位：千円)

事 項		単 位	事 業 量	事 業 費	摘 要	
公 共 施 設 整 備 費	築 造	幹線道路	m	55	1,131	
		区画道路	m	21,139	3,870,163	鉄道部横断 暗渠含む
		調整池築造費	m ²	5,515	627,867	
		公園施設費	m ²	19,086	—	別途事業
		計			4,499,161	
	移 転	建物移転費	戸	37	749,437	倉庫、物置 車庫等含む
		計		37	749,437	
	移 設	電柱移設費	本	250	53,222	
		上水道移設費	m	6,700	441,864	仮設費
		ガス移設費	m	3,500	411,083	〃
		計			906,169	
		小 計			6,154,767	
	法 第 2 条 第 二 項 該 当 事 業 費		上 水 道	—	—	63,867
		下 水 道	—	—	—	別途事業
		ガ ス	—	—	67,686	—
		その他負担金	式	1	304,844	上水道負担金 下水道負担金 ガス負担金 用水パイプライン移設 土地改良区協力費 3・5・9地区外工事
		計			436,397	
	小 計			6,591,164		
	整 地 費	m ²	450,616	690,203		
	工 事 雑 費	式	1	30,137		
	調 査 設 計 費	m ²	630,013	1,039,642		
	工 事 費 計			8,351,146		
	損 失 補 償 費	式	1	195,445	休耕補償等	
	計			8,546,591		
	借 入 金 利 子			490,055		
	計			9,036,646		
	事 務 費			665,354		
	合 計			9,702,000		

3. 年度別歳入歳出資金計画

(単位：千円)

区分	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	工事費	81,133	498,633	876,669	676,739	1,180,134	1,188,415	1,196,999	1,226,690	737,178	82,971	40,055	6,356	63,805	12,809
補償費	0	82,635	0	40,039	32,661	40,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利子	221	121	27,645	54,191	85,939	88,966	114,160	44,107	21,279	14,266	14,846	11,166	8,361	4,787	0
事務費	19,170	13,007	14,129	18,065	21,202	22,397	24,635	28,500	24,106	21,148	19,949	15,027	12,864	21,407	14,201
計	100,524	594,396	918,443	759,034	1,319,936	1,339,888	1,335,794	1,299,297	782,563	118,385	74,850	32,519	86,030	39,003	16,496
市助成金	100,000	100,000	118,000	149,000	147,000	129,000	129,000	0	0	0	0	0	0	0	0
保留地処分金	0	0	0	0	6,354	212,263	166,306	540,085	5,478,560	461,815	25,749	71,454	136,900	84,183	41,070
公共施設管理費負担金	0	0	100,000	50,000	66,639	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賦課金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	959	484	398	587	959	958	3,225	6,702	5,090	8,466	3,399	3,618	2,155	2,450	1,664
計	100,959	100,484	218,398	199,587	220,952	342,221	298,531	546,787	5,483,650	470,281	29,148	75,072	138,055	86,633	42,734
差引過不足	435	△493,912	△700,045	△589,447	△1,098,984	△997,667	△1,037,263	△752,510	4,701,087	351,896	△45,702	42,523	54,025	47,630	26,238
借入金	9,000	493,500	701,270	559,807	1,099,794	999,788	1,058,231	767,430	100,000	0	0	0	0	0	0

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	総計
	工事費	4,440	7,502	9,960	14,248	46,343	52,798	85,309	166,910	27,715	27,236	28,793	116
補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195,445
利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	490,055
事務費	11,614	12,268	28,022	44,377	20,418	14,973	14,487	20,279	19,001	17,273	23,916	124,417	640,852
計	16,054	19,770	37,982	58,625	66,761	67,771	99,796	187,189	46,716	44,509	52,709	124,533	9,668,603
市助成金	0	0	0	0	0	0	49,920	70,730	0	0	0	0	992,650
保留地処分金	10,125	37,095	30,490	22,837	19,330	4,520	17,411	12,866	2,914	9,320	5,933	697	7,398,277
公共施設管理費負担金	0	0	0	0	30,000	30,000	10,080	0	0	0	0	0	286,719
賦課金	0	0	0	0	626,496	103,622	15,120	32,919	4,435	639	△6,971	6,024	782,284
諸収入	375	2,105	1,798	2,311	1,375	2,258	4,567	3,151	1,618	482	10,139	168,090	239,383
計	10,500	39,200	32,288	25,148	677,201	140,400	97,098	119,666	8,967	10,441	9,101	174,811	9,699,313
差引過不足	△5,554	19,430	△5,694	△33,477	610,440	72,629	△2,698	△67,523	△37,749	△34,068	△43,608	50,278	30,710
借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,818,820

あとがき

この度、田間土地区画整理事業完成の記念として、記念誌の編集をし、ここに刊行の運びとなりました。

平成2年6月の組合設立以来、約27年の歳月をかけてここに完成することとなりました。

この記念誌により、本事業への認識と理解を深め、本地区の過去の思い出の一助になるとともに、後に続く組合事業の参考になれば幸いです。

最後になりましたが、記念誌の作成にあたり、本事業に携わった多くの方々に敬意を表するとともに、ご尽力頂いた皆様に厚くお礼を申し上げます。

● 発 行 ●

平成29年9月吉日

● 編 纂 ●

東金市田間土地区画整理組合

● 編集・制作 ●

東金市 都市建設部 都市整備課

たまのあゆみ

東金市田間土地区画整理事業完成記念誌

